

# Calles 考\*

——移牧と国家ローマ——

長谷川 博 隆

## はじめに

古代、なかんずくローマにおける家畜飼育・放牧については、三つの点に焦点を合わせて検討する必要があろう。

第一は、家畜の飼育及び放牧が、農業経営の中でどのような位置を占めながら具体的にいかなる具合に行われ、どのような発展をみせたかということである。

第二は、国家的な秩序あるいは規制との関連如何という点である。

第三は、放牧に対するローマ人の心情や認識、あるいは逆に牧人の意識など、つまりローマ人の生活感情、社会意識、更には政治理念にもかかわる問題となる。

それらをひっくりめて、古代人とりわけローマ人にとっての放牧の意義、もっと大きく言えば、生活、政治、経済の現実及び意識・理念面でのヨーロッパ世界における放牧の意義を、われわれの世界の各種の問題と関連させながら問うことになるのである。

この小論では、上記すべての問題を検討することは到底できない。したがって、問題点と考察視角を次のように限定したいと思う。

それは、放牧の一つの型である移動放牧（移牧）の問題を、“callis (calles)” つまり家畜の道に焦点をしづばって検討することであり、しかも、それを国家的秩序あるいは政治・政策とのかかわり合いという観点から明らかにすることである。したがって、上記の課題の中では、第二の問題がこの小編の主テーマとなる。第一の問題と第三の問題は、別に論ずることにしたいが、この小論でも主題との関連で言及することになると思う。

## 一

### I

移牧とは、地中海世界の各地にみられた家畜放牧の一つの型である。その典型的一つは、夏の

\* 本稿では、文献、とくに雑誌名の省略は、特記のない限り、*L'année Philologique* の例にしたがう。再出の雑誌論文は、原則として雑誌名のみを記す。

暑く乾燥した季節には、低地では充分に飼料が得られないため、高地に家畜を移し、秋の雨が降るとともに低地に移すという形をとる。<sup>(1)</sup>

このように、季節により家畜を移動させるという放牧の形は、地中海周辺地域のヨーロッパでは、古代から中世を経て現在でも、地域差を伴いながらスペイン、南イタリア、更には南フランス、<sup>(2)</sup> アルプス地方にみられるが、この地帯の移牧は大きく二つの型に分けられる。一つは、水平もしくは地中海型移牧、今一つが、垂直もしくはアルプス型移牧である。<sup>(3)</sup>

ところで、現在の移牧の研究は、地理学者及びいわゆる文化人類学者の手で進められている。<sup>(4)</sup>

- (1) これを、論者は正常型(normal)の移動放牧とする。つまり低地に定住地をもち、夏に家畜を移動させるわけである。したがって、逆に高地に定住して、冬に家畜を移動させる反対のタイプ(inverse)も生まれる。いずれにせよ、遊牧・半遊牧とは異なり、移動放牧の場合、いずれかの地に、住居というか定着地を所有して、その上で家畜を移動させるのである。したがって、その定住地においても家畜のための牧草地を確保しなければならない。いやむしろこの点が大前提となる。もっとも遊牧・半遊牧と移牧との関係については、峻別説や折衷説など学説的な対立がある。Evans, E. E.: *Transhumance in Europe. Geography.* 25. 1940. 172ff. Davies, E.: *The Patterns of Transhumance in Europe. Geography.* 26. 1941. 155ff. Gabba, E.—Pasquinucci, M.: *Strutture agrarie e Allevamento transumante nell' Italia romana.* Pisa. 1979. 83. 遊牧・半遊牧との関係は、80ff. 特に 80, 5. 84, 17. 勿論、いわゆる地中海世界以外の地域でも移牧はみられるが、ここでは小稿の考察の枠のこととした。
- (2) 主要な研究の一、二を挙げる。ヨーロッパ世界に関しては、Müller, E.: *Die Herdenwanderungen im Mittelmeergebiet. Petermanns Geografische Mitteilungen.* 84. 1938. 364ff. Davies. *Geography.* 1941 が古いが、簡潔で良い。スペイン及び更に広い視野からは Braudel, F.: *La Méditerranée et le Monde méditerranéen à l' Époque de Philippe II.* Paris. 1949 (英訳は *The Mediterranean and the Mediterranean World in the Age of Philip II.* Vol. I. London. 1972. 特に 85ff.). なおスペインに関する古典的な述作 Klein, J.: *The Mesta.* Cambridge Mass. 1920 については、この研究をふまえて、最近、江島明「15世紀カスティリアにおけるコルテスの衰退と王領地の都市」『史学雑誌』92-8. 1983. 1ff. イタリアに関しては、Franciosa, L.: *La transumanza nell' Appennino centro-meridionale. Memorie di Geografia Economica.* IV. Napoli. 1951. 26-97. Barbieri, G.: *Osservazioni geografico-statistiche sulla Transumanza in Italia. Rivista Geografica Italiana.* 62. 1955. 15ff. (1951年～53年の統計を利用したもの) より、やはり地理学者の研究ではあるが、Sprengel, U.: *Die Wanderherdenwirtschaft im mittel- und süd ostitalienischen Raum.* Marburg / Lahn. 1971の方が、古代ローマの移牧に対する目くばりにも欠けておらず、有用(Apulia 及び Abruzzo 地方にての言及は 41ff.)。とくに中世の移動放牧については、考古学者の論策たる Barker, G. W. W.: *The Economy of Medieval Tuscania. PBSR.* 41. 1973. 155ff. が必読の文献になっている。勿論、Dogana della Mena delle pecore についての Musto, D.: *La Regia Dogana della Mena delle pecore di Puglia.* Roma. 1964 も簡明で良い(アラゴンのアルフォンソ一世の "Dohana menae pecudum Apuliae" についての汗牛充棟の感ある文献は、Gabba-Pasquinucci. op. cit. 170, 205)。アルプス地方に関しては、古くは Arbos, Ph.: *La Vie pastorale dans les Alpes françaises.* Paris. 1922. Gubler-Gross, R.: *Moderne Transhumanz in der Schweiz.* (Diss. Zürich) Winterthur. 1962 (未見) があるが、下記の1977年刊行の学会報告が良い。アフリカの移牧については、ペルペル遊牧民が対象であるため厳密には移牧と言えるか問題であるが、Rachet, M.: *Rome et les Berbères.* Coll. Latomus. 110. Bruxelles. 1970. なお、*L'Élevage en Méditerranée occidentale: Actes du colloque international de l' institut de recherches méditerranéennes.* Paris. 1977 では、移牧というより放牧全般に亘る問題が取上げられる(地域は南フランス、コルシカ、北アフリカ、スペインに及ぶ。古代に関しては動物の“家畜化”が主題のようである)。
- (3) Davies. *Geography.* 1941. 155. Hofmeister, B.: *Name und Wesen der Transhumance. Geographische Rundschau.* 1953. 水平型については、Gabba-Pasquinucci. op. cit. 81, 7. 8. 82, 9. 垂直型については、Gabba-Pasquinucci. op. cit. 82, 10.

なおこの小編では、移牧と国家ローマとのかかわり合い、つまり地域的・政治的統一の過程において生まれる国家権力と牧人（できる限り牧夫と家畜所有者をひっくりめた概念として使用したい。しかし前者のみを意味することもありうる）との対抗・連繋など様々の関係を，“calles”を中心にして、つまりどちらかと言えば国家権力側、秩序維持の立場にたって考えてみることになるが、それは、calles が、術語的には移牧のための家畜の道を意味し、その点、国家権力と牧人との対抗関係において要めの位置を占めていたからである。

広大なローマ世界、しかも長く続いたローマの支配であるが、場所はイタリア、そして時代は共和政期から帝政初期、とくに共和政末期に限定される。アフリカあるいはスペイン、更にはバルカン半島（とくにギリシア世界）における<sup>(5)</sup>移牧の展開、そして帝政後期の“國家”と移牧の関係は、また異なった様相を呈するからである。<sup>(6)</sup>

ところで、calles 自体に焦点をしばった歴史学関係の論文は皆無に等しいが、広くイタリアの移牧をとりあげたものの中で calles に言及した論考ならば、数点指摘することができる。

第一に、今日では古典的な位置を占め、いかなる立場をとるにせよ移牧を論ずる者の論旨展開の出発点とせざるをえない論文として、今世紀初頭の Grenier の長大な論考を挙げることができよう。第二が、デンマークの農業史家 Skydsgaard の手になる論文であり、そこでは、とくに移牧の始源の問題が詳しく論じられている。以上をふまえて第三に、イタリアの女流史家 Pasquinucci の包括的な大論文が最近現われた。この大作は、古代末期までの移牧にかかわりのあるあらゆる問題を取上げたものである。それは、個別論文というより優に著書というべき雄編であるが、網羅性のもつ長所と欠点が含まれているといえよう。

(4) Gabba-Pasquinucci. op. cit. 79ff. 邦語では竹内啓一「アペニン山地中南部におけるトランシュマンスの衰退過程についての若干の考察」『一橋論叢』72-6. 1974. 62ff. また谷泰・梅棹忠夫『イタリア中部山村の調査報告』京都大学人文科学研究所 1971が、移牧にもメスをいれている。啓蒙書ではあるが、谷泰『牧夫フランチェスコの一日』NHK ブックス 1976 も一読の価値がある。

(5) ギリシアに関しては、Georgoudi, S.: *Quelques problèmes de la transhumance dans la Grèce ancienne.* REG. 87. 1974. 155ff. が重要であり、イタリアの移牧と比較検討することができよう。Šašel, J.: *Pastorizia e transumanza. Contributo alla discussione.* RSA. 10-1980. 1981. 179ff. は簡単であるが、バルカン半島、とくにイリュリア海岸地方を主対象とするものである。なお因に、ローマ帝国の各地にみられた“家畜の道”については、簡単ではあるが、Chevallier, R.: *Les Voies Romaines.* Paris. 1972. Chevallier は開巻劈頭 “Les antiques chemins de transhumance” に言及するなど家畜の道への目くばりも充分であり、アフリカについては 168f. スペインは 179, ガリア (193), 東方 (164) にも言及している。

(6) テオドシウス法典の規定をふまえて、たとえば、その一例としての馬の使用的禁止は、La Regina, A.: *Cluvienses Carricini. Archeologia Classica.* 25/26. 1973/74. 340. cf. Gabba-Pasquinucci. op. cit. 53. 157ff. MacMullen, R.: *Soldier and Civilian in the later Roman Empire.* Cambridge (Mass). 1967 特に 55ff. 156f. MacMullen, R.: *Enemies of the Roman Order.* Cambridge (Mass). 1967. 255ff. [以下 Enemies と略す]

(7) Grenier, A.: *La transhumance des troupeaux en Italie et son rôle dans l'histoire romaine.* MEFRI. 25. 1905. 293ff. [以下 Grenier. Transhumance と略す]

(8) Skydsgaard, J. E.: *Transhumance in Ancient Italy.* Anal. Rom. Inst. Danici. VII. 1974. 7ff. [以下 Skydsgaard. Transhumance と略す]

あとは、専論ではないが、Toynbee がその大著において比較的大きなスペースをさいいていることと、<sup>(10)</sup> 先年歿したイタリアの Tibiletti が鋭い指摘をしていること、更にはカナダの Salmon が、<sup>(11)</sup> 好著の中で含蓄深い洞察を示しているのが目立つ程度である。

なお、calles それ自体については、僅かに André の文献学的な解明が挙げられるにすぎない。<sup>(13)</sup>

なお、これまでの研究における中心課題は、なによりも移牧の起源の問題であろう。つまり、移牧は一体何時ごろまで遡ることができるかということである。やはり、この問題にも、calles という点に関連させて一応触れておく必要はあろう。国家的規制の問題を考えようとする場合、その前提にすえなければならないことが含まれているからである。

## II

ここでは、Skydsgaard の説を一つの叩き台として取上げ、検討してみなければなるまい。もっとも、彼の論文の中心テーマの一つたる移牧の始源の問題の本格的な検討は別に稿をもつことにして、この小論では、calles の問題に、それも主題に関連する限りでの問題に簡単に触れるにとどめたい。Skydsgaard は、(1) すくなくとも、大 Cato の時代にも移牧の展開していたことを大 Cato の作品『農業論』から主張し、(2) pecuaris (—rii) (牧人または徵税担当者。正しくは牧夫一家畜所有者若しくは徵税担当者)に対する罰金刑 (Livius その他の伝えるところ) は、ローマによるイタリアの統一以前に移牧の展開していた証拠とみることができること、(3) 結局、考古学的な史料その他から、青銅器時代までイタリア半島における移牧は遡ることを指摘し、(4) 放牧・家畜飼育と農耕とは相互補完的であり、牧畜は、イタリアにおいては地理的・政治的条件によって移牧の形をとったのである、としている。

- 
- (9) Gabba, E.-Pasquinucci, M.: *Strutture agrarie e Allevamento transumante nell' Italia romana*. Pisa. 1979. この作品の前半部は Gabba, E.: *Sulle Strutture agrarie dell' Italia romana fra III e I Sec. A. C.* 後半部は Pasquinucci, M.: *La Transumanza nell' Italia romana*. から成るが、ここで問題にすることは、主として Pasquinucci の執筆した部分である。因に、*Athenaeum* (Foraboschi), *HZ* (Hinrichs), *JRS* (Barker), *RSA* (Sabattini) などの書評も概して好意的であるが、ただ Barker による“考古学的史料が充分に使いこなされていない”との批判 (*JRS*. 1982. 192ff.) は正しいと思う。
- (10) Toynbee, A. J.: *Hannibal's Legacy*. I. II. London-New York-Toronto. 1965.
- (11) Tibiletti, G.: *Lo sviluppo del Latifondo in Italia dall' epoca graccana al principio dell' impero*. *Atti X Congr. Intern. Sc. Stor.* II. Firenze. 1955. 237ff. 特に 265ff. [以下 Sviluppo と略す] Tibiletti の見解の変化は後述。
- (12) Salmon, E. T.: *Samnium and the Samnites*. Cambridge. 1967. 書評の Frederiksen, M. W.: *JRS* 58. 1968. 224ff. も併せ読まねばならない。
- (13) André, J.: *Les noms latins du chemin et de la rue*. *REL*. 28. 1950. 104ff. 特に 105ff.
- (14) Cato. de agr. cult. 149. lex de pabulo hiberno vendendo. Skydsgaard. *Transhumance*. 13ff.
- (15) Skydsgaard. *Transhumance*. 18ff.
- (16) Skydsgaard. *Transhumance*. 9. 23f. 彼は、必ずしも考古学的発掘の成果を充分に活用しているとはいえない。
- (17) Skydsgaard. *Transhumance*. 23f.

このような Skydsgaard の主張は、すくなくとも Grenier, Toynbee, Tibiletti (旧説。<sup>(18)</sup> 後には見解を修正、発展させている) 説、すなわち移牧の展開を、統一的な国家権力を前提とするものと考え、その大々的な発展をポエニ戦争の大土地所有制の展開と表裏一体をなすものとみなす見解に対する批判として物されたものであり、一言で云えば、移牧形式による放牧の始源、展開を古くまで遡らせることになるのである。この問題は、やはり一つの論文をもって検討しなければならないが、ここでは主題が calles であるため、その calles に関連する問題点を摘出することに主眼をおき、さしあたり、Skydsgaard 説に対する筆者の見解は、結論を記すことにどめたい。

Skydsgaard 説の第一の論点というべきもの、大 Cato の時代にも移牧がみられたとして、大 Cato の『農業論』(§ 149) をひく点に関しては、そのままでは与しない。たといそこに賃貸の対象となる冬の牧草地の指摘があつても、そのことが移牧形式による放牧の存在を支証するものになるとは言いきれないからである。とくに、<sup>(19)</sup> calles を用いての移牧についての言及は、こと農業論に限れば、やはり Varro を俟たなければならない。勿論、このことは、前 2 世紀に移牧が展開していなかったということになるのではなく、それは史料にあらわれるかどうか、あるいは史料解釈にかかわる問題なのである。

第二の前 296 年から前 193 年にかけての pecuarius に対する罰金の事例は、必ずしも移牧についての積極的な証拠とはならないが、それらをふまえて可能性として移牧の存在を認めることができる、いやもう一步進めて、これらは、大規模な放牧、つまり移牧を前提とした事件とみなければならぬとする見解には、基本的に従うことができよう。<sup>(20)</sup>

第三の考古学的発掘の成果に基づく見解——Skydsgaard は詳しい議論を展開しているわけで

(18) Tibiletti, G.: Considerazioni sulle popolazioni primitive dell' Italia preromana. *Popoli e Civiltà dell' Italia Antica* III. Roma. 1978. 15ff. [以下 considerazioni と略す] 特に 35 では、単純に古い pastorizia が domestica であつて、新しいそれが capitalistica であるとした旧説 (本小稿注 11, sviluppo. 265) を是正し、"sistème antichissimo, risalente alla prima età del ferro o anzi a quella del bronzo" として、再考を求めている。cf. Gabba, E.: Considerazioni sulla decadenza della piccola proprietà contadina nell' Italia centro-meridionale del II sec. A. C. *Ktema*. 2. 1977. 281.

(19) Brunt, P. A.: *Italian Manpower* 225 B. C.—A. D. 14. Oxford. 1971. 372, 2 は、この Cato. de agri cult. 149 を以て、"Transhumance" を史料的にはじめて示したものとする。なお、 Skydsgaard の見解の中でとるべき点があるとすれば、それは低地では冬は定住地の近くで放牧し、夏は移動放牧を行なう、という指摘であろう。この § 149 は、その冬の放牧を示すという意味で、もう一方の極つまり夏には移牧が行われるということが暗々裡に前提されているといふのである。たしかに、移牧も、特に calles を利用する移牧は定牧 (あるいは局地的移牧とすべきかもしれない) をそのうちに内包する、あるいは、一方の極にもつとする限りでは、論理的には考えられうことである (この問題は別稿で詳論する予定)。しかし、夏の移牧については、ことでは全く言及されていないのである。たとえば Grenier. Transhumance. 314 は、夏に関しては自己の domaine で、と考えている (冬を小規模の移牧とみるのである)。すくなくとも、calles を利用しての移牧は Cato の視野にははいっていない。

(20) Varr. r. r. II, 1, 16. II, 2, 9. III, 17, 9. cf. II, 9, 16. Sabattini, A.: Sulla Transumanza in Varrone. *Athenaeum*. 55. 1977. 199ff. 特に 201, 10.

はないが——に関しては、アペニン青銅器文化を半遊牧時代のものと規定し、大規模な移牧が行われたとする Puglisi 一派の説を批判したスウェーデンの Östenberg 説があるが、それに対する批判を展開したイギリスの Barker の主張を充分に説得力のあるものとして採りたい。したがって、今のところ、アペニン青銅器文化の担い手を半遊牧民と規定する、その規定の仕方自体には反論を呈きざるをえないにせよ、*calles* を用いての移牧は、古くから、つまりアペニン青銅器時代から広く普及していたという立場に与する。それは、今は一種の古典になっている Salmon 教授のサムニウム人の研究及び最近めざましい進展をみせているイタリアの地方史の研究の成果をふまえた上でのことである。

以上の点により、Skydsgaard とは違った視点からの検討も加えて、とりわけ考古学の成果をふまえて、広くイタリア半島全域にローマの力の浸透する前から、*calles* を軸とする移牧は行われていたとみなすのである。なお、主題の *calles* (家畜の道、移牧のための道) と関連する限りのこととて、Skydsgaard 説を超え、更に従来の定説を一步でも進めうる手がかりを付け加えるとすれば、次の通りであろう。

1) *calles* も古くから認められること、しかもそれは単なる家畜の道にとどまらず、当該時代の、それなりのスケールでの商取引きのための道であったということ、これは当然のことのようであるが、再確認しておきたい。ところが、道路網の整備、それを本来的には政治・軍事的な性格のものであったとみるべきかどうかはここでは問わないが、それとともに逆に、*calles* は役割が限定されることになり、多くは、移牧の際の家畜の道の役割を荷なうだけのもの、ときには間

- 
- (21) すくなくとも、その前提として前 367 年のリキニウス・セクスティウス法の存在、及びそれに対する違反、つまり規定以上の家畜の所有の違反を認めるからである。拙稿「土地法における家畜の問題」『古典古代の社会と思想』1969. 253f. [以下、土地法と略す] なお、この問題をめぐる Botteri, P.: 『Pecuarius』 et 『scripturarius』. *REL.* 55. 1977. 313ff. の見解については、本小稿付論を参照。
- (22) Puglisi, S. M.: *La civiltà appenninica. Origine delle Comunità pastorali in Italia*. Firenze. 1959.
- (23) Östenberg, C. E.: *Luni sul Mignone e Problemi della Preistoria d' Italia*. Acta Instituti Romani Regni Sueciae. IV. 25. 1967.
- (24) Barker, G. W. W.: *The Conditions of cultural and economic growth in the Bronze Age of central Italy*. *Proceedings of the Prehistoric Society*. 38. 1972. 170-208. Barker, G. W. W.: *Cultural and economic change in the prehistory of central Italy. The Explanation of Cultural Change* [Ed. Renfrew]. London. 1973. 359-370. Barker, G. W. W.: *Animal husbandry at Narce. A Faliscan Town in South Etruria: Excavations at Narce 1966-71* [Ed. Potter]. London. 1976. 295-307. Barker, G. W. W.: *Landscape and Society. London*. 1981 [以下 Landscape と略す]. cf. Potter, T. W.: *The Changing Landscape of South Etruria*. London. 1979. 因に Barker, G. による Gabba-Pasquinucci の研究その他に関する書評 (*JRS*. 1982. 192ff.) の提言も貴重である。
- (25) Salmon. op. cit. 36. 62. 68f. 特に 34f.
- (26) たとえば、その一例として Letta, C.: *I Marsi e il Fucino nell' Antichità*. Milano. 1972. Laffi, U.-Pasquinucci, M.: *Asculum. I*. Pisa. 1975.
- (27) Salmon. op. cit. 69. Skydsgaard. *Transhumance*. 30f. cf. Barker. *Landscape*. 156ff.

(29) 道となる。勿論、ローマの統一的支配後、つまり道路網整備とともに生き残る、いやその中に組み込まれて発展する calles もないわけではない。そういう差の生ずるのは、地理的・政治経済的な条件の違いに基づくのであるが、個々に亘って検討する必要があろう。この二通りの発展は、次の点に関連してゆく。

2) 都市あるいは集落のあるものに関しては、その成立についての一つの推定も、calles の発展をふまえて下すことが可能となる。Saepinum では、町の道路たる decumanus が実は callis であるが、そのことは、家畜の道によって直接、あるいは家畜の道に関連して町が成立したことを見示すのではないか、上記 1) の商取引云々とも関連させて考えてみる余地がありそうである。因に、Saepinum にとどまらず、Bovianum や Beneventum も、一つの callis に沿った町であること、よく知られたところである。以上は、道路網整備の中に calles が積極的に組み込まれていた事例といえよう。今 Saepinum の decumanus について簡単に触れたが、都市の幹線道路の一つたる decumanus (maximus) と公道との関係については、最近では Herzog の研究がある。<sup>(33)</sup>

勿論、アペニン青銅器時代に calles 沿いに発展した集落の中には、その後の発展から全く取残されたもの多いくことを想起すべきであるが、それは、恐らく上記の calles 自体の間道化と

(28) すくなくとも共和政期の道路（厳密には公道）が、軍事目的よりは、政治・経済的にイタリアを結びつける目的で設けられたとみるのが Radke, G.: *Die Erschließung Italiens durch die römischen Straßen. Gymnasium.* 71. 1964. 225. 234ff. *Viae publicae Romanae. RE. Suppl. XIII.* 1971. 1417ff. [Sonderdruck. 5] それに対して、前 133 年までの道路建設は軍事目的に奉仕するものとするのが Hinrichs, F. T.: *Der römische Straßenbau zur Zeit der Gracchen. Historia.* 16. 1967. 165ff. この経済目的説と軍事目的説の対立に対して Herzog, H. E.: *Probleme des römischen Straßenwesens. Aufstieg und Niedergang der römischen Welt [ANRW]* II, 1. Berlin. 1974. 615ff. は、諸説及び諸事例を挙げて一元化できないとする。Herzog 自身は、共和政初期には “Expansions-und Siedlungspolitik” の問題が何よりも重要で、軍事的あるいは経済的な考慮というものは第二のことであったという (625)。諸説をあげ、Herzog 説をも批判するのは、簡単ではあるが、Schneider, H. Chr.: *Altstraßenforschung.* Darmstadt. 1982. 24ff.

(29) 因に、第二ポエニ戦争のときに、Hannibal 軍の進軍、それへの反撃に使われたのが南イタリアの calles、つまり文字通り家畜の道の役割しか果さなくなっていた、いやむしろ間道ともいべき calles である。Liv. XXII, 14, 8. 15, 10. cf. XXII, 16, 8 には saltus とあり、XXVII, 42, 15 は “... montanis itineribus” とある。Chevallier. op. cit. 149, 1.

(30) たとえば via salaria をその一例とみるのが、Chevallier. op. cit. 71. 149. 特に Lucania 地方については、Lepore, E.-Russi, A.: *Lucania. Dizionario Epigrafico di Antichità Romane* [以下 Diz. Epig. と略す] IV (ed. De Ruggiero-Cardinali) 1972/73. 1940ff.

(31) Salmon. op. cit. 69, 2. 問題点は、Colonna, G.: *Saepinum, Ricerche di Topografia sannitica e medioevale. Archeologia Classica.* 14. 1962. 84. なお、Colonna が垂直的な発展として、上市・下市が峻別される所とし、その背後に “季節による家畜の移動” があったとみる捉え方は、この放牧の形自体は直接には移牧に結びつくとはいえないにしても、calles 及び移牧とも関連させて考える余地のある問題であろう（本小稿注 19 に示唆したように、calles を利用する移牧も定牧〔局地内移牧〕を内包していたとみなさねばならないからである）。

(32) Nissen, H.: *Italische Landeskunde.* Berlin. 1902 [repr. 1967]. II, 2. 786ff. 793ff. Salmon. op. cit. 69. Frayn, J. M.: *Subsistence Farming in Roman Italy.* London. 1979. 37, 12.

(33) Herzog. *ANRW.* II, 1. 1974. 594ff. 特に 621ff. Schneider. op. cit. 27.

(34) Potter. op. cit. 80.

関連する現象であったというべきであろう。

3) 実は、*calles* 沿いに、とりわけ Paeligni 地方にはヘラクレス神の祠が残っているが、それらは、その祠及びヘラクレス像の古さ（前6～5世紀まで遡るものがあり得る）によって、*calles* の遡行しうる古さを示すとともに、移牧を行なう牧人の生き方、あるいは彼らの農耕民とは異なる信仰の型を示すものといえよう。<sup>(35)</sup> この問題は、*calles* に関する習俗（たとえば *ver sacrum* 「聖なる春」）の問題とともに別稿で取扱いたい。

## 二

### I

〔A〕 一体 *callis* (*calles*) とは何を意味したのか、語義の問題を考えてみたい。史料にはどういう意味で以て登場しているのであろうか。幸いに *Thesaurus Linguae Latinae* の当該項目が公刊されているし、それをふまえた研究も一、二あるようである。<sup>(36)</sup>

語源の解明は、ここでは特に必要あるまい。第一に、*callis* は史料的には「家畜の道」を意味する。そして、限定された意味では、移牧のための——多くは山中の——「家畜の道」を指す。<sup>(37)</sup> したがって道であっても、*via*, *actus*, *iter* とは異なる。<sup>(38)</sup>

第二には、*callis* は広く牧場・牧草地を指す。つまり道と解すことのできないケースも多い

(35) van Wonterghem, F.: *Le culte d'Hercule chez les Paeligni. L'Antiquité Classique.* 42. 1973. fasc. I. 36ff. 勿論、イタリアの何処でも、ヘラクレス信仰の跡を見出すことができるとは Dionys. I, 40, 6. Di Nino, A.: *Il culto di Ercole tra I Sanniti Pentri e Frentani.* Salerno. 1977. 10ff. しかし、夙に南イタリアにおけるヘラクレス信仰の牧人的性格を明らかにしたのが Bayet, J.: *Les Origines de l'Hercule Romain.* Paris. 1926. 44, 121. 410. 更に Salmon. op. cit. 170f. *calles* と関連づけてそれを一步進めたのが van Wonterghem である。なおここでは Bayet—Toutain—van Berchem という、信仰の起源についてのギリシア・イタリア・フェニキア的性格云々の論争には立入る必要あるまい。ただ van Wonterghem の見解に問題が残るとすれば、ヘラクレス像及び祠の古さの点である。したがって *calles* とヘラクレス信仰の結びつきは認めることができても、一体それをどこまで遡らせることができるかという点は、なお検討を必要とする。当然のことながら、遺物は共和政末期から帝政期のものが多いからである。

(36) *Thesaurus Linguae Latinae*. Vol. III. 173f. (Probst) Johansson, K. F.: *Etymologische Beiträge. Zeitschr. f. vergl. Sprachf.* [=ZVS] 30. 1890. 434f. [以下 Johansson Callis と略す] André. *REL.* 1950. 104ff. 特に 105ff.

(37) Walde, A.-Hofmann, J. B.: *Lateinisches Etymologisches Wörterbuch.* I. Heidelberg. 1938. 140. Ernout, A.-Meillet, A.: *Dictionnaire étymologique de la langue latine.* Paris. 4éd. 1967. 87. cf. André. *REL.* 108.

(38) たとえば TLL によれば、*lex agr.* 26. CIL. IX, 2438. Varr. II, 9, 16. 10, 3. III, 17, 9. Verg. Aen. VI, 443. IX, 383. Liv. XXII, 14, 8 (牧草地と道の辨別). 15, 10. XXXI, 42, 8. XXXII, 11, 2. XXXV, 27, 6. XXXVI, 15, 9. XLIV, 36, 10. 定義づけは Serv. ad Aen. IV, 405. Donat. ad Aen. IX, 383. 勿論、そこには大道と間道の差もよみとれよう。

(39) いわゆる一般的（文学的）表現と術語的（法的）表現の差を考えなければならない。*iter*, *actus*, *via* は、後者の場合、役権にかかわるからである。但し、一般的表現としては、たとえば Isid. Orig. XV, 16, 10. *callis* ist *iter* *pecudum*. しかし、それでも、つまり一般的表現としても *callis* が、この三つの表現と異なることは、André. *REL.* 109. 113ff. 119ff.

<sup>(40)</sup> のである（もっとも、語源的にも牧草地とする説がある）。その場合も、限定されると、移牧によって移動させられた家畜のための牧草地を指すことになるといってよからう。

以上、表現形式だけからみても、callis とは、道と牧草地、両者相覆うものであったことは明らかである。現実にも、本来的には道の意であっても、「家畜の道」自体、ただ単に家畜の移動のためだけのものではなく、移動=放牧であったことが、①道の幅の広さ、②行程の長大さから直ちに察知できるであろう。しかも、この移動=放牧ということが、「道」をめぐって、とくに calles が農耕地（私有・公有を問わない）を横切ることも多く、そのために次に示すような家畜を放牧させつつ道を進む牧人と農民との争いを生むことになるのであった。

したがって、現実にも、そしてまたローマ人の意識の中でも、「道」である calles は、それとともに「牧場・牧草地」であったとみることができよう。実は、このことが、集税あるいは provincia つまり国家的規制の問題を考える場合の大前提となるのである。

なお、道としての callis は、via, iter, actus とは異なるものであると一言で片付けたが、法的な問題は実は一筋縄ではゆかない。ただ callis は、必ずしも法的・術語的に他と峻別、限定される表現ではない、むしろ一般的な表現であった、というにとどめておこう。

なお、一般に牧場の意味で使用される saltus <sup>(45)</sup> が、第一には「森及び森の中の道、山道、間道、隘路」の意であり、次いで「牧場」の意になるということを付け加えておきたい。したがっ

(40) 移牧の道プラス牧草地、もしくは牧草地としては、TLL, Johansson, André, *Oxf. Lat. Dic.* 1982. など意見は一致しないが、Varr. II, 2, 9 (道とみることも可能。筆者はむしろ“道”とみなす). II, 10, 1 (道プラス牧草地か). Cic. Sest. 12. Verg. Aen. IX, 383 (TLL は道。牧草地の中の道か?). Liv. XLIV, 36, 10 (TLL は道). Cic. Cluent. 161 (道と牧草地か). 尚 Suet. Iul. 19. Tac. ann. IV, 27 という二つの史料における provincia としての calles は両義。

(41) Johansson は Wald (森) の意のあることを強調する (注 36 参照)。

(42) Salmon. op. cit. 69 は、典型的なものは 100 ヤード以上の幅をもつという。cf. Barker. Landscape. Fig. 8. 勿論 callis が細径を指すことは Verg. Aen. IV, 405. IX, 383. 但し支道としての calles が合して大道としての callis となることもあり、様々の幅の calles があったであろう。André. *REL.* 106, 3.

(43) Varro に限っても Varr. II, 9, 6 (Umbria の端から Metapontum まで). II, 1, 16 (Apulia と Samnium). II, 2, 9 (Apulia と Reate). III, 17, 9 (Apulia と Sabini の地). これらは、必ずしも callis という表現で示されるわけではなく、一本の callis によるとも限らないが。

(44) 注 39 でふれた術語的 (法的) 表現の問題、つまり役権に関連しては、Kaser, M.: *Das römische Privatrecht. I<sup>2</sup>.* München. 1971. 143. 441. Capogrossi Colognesi, L.: *La struttura della proprietà e la formazione dei < iura praediorum > nell' età repubblicana.* Milano. I. 1969. II. 1976. 特に II. 164ff. Herzig. *ANRW.* II, 1. 605ff. Schneider. op. cit. 17ff.

(45) saltus については、White, K. D.: *Latifundia. Bulletin of the Institute of the Classical Studies of the University of London.* No. 14. 1967. 74 [以下 Latifundia と略す] が、最も簡明・有用であろう。古いが、好著、Magaldi, E.: *Lucania Romana. Parte I.* Roma. 1948. 61, 4. 定義づけとしては、森プラス牧草地となろう。Fest. 392(L). “Saltus est, ubi silvae et pastiones sunt, ...” Isid. 14, 8, 25. は、“vasta et silvestria loca” と。

(46) Enn. Ann. 568(V<sup>3</sup>). Cic. Fam. 8, 5, 1. Caes. b. G. VII, 43, 6. VII, 19, 2. b. c. I, 37, 3. Verg. Ecl. VII, 56. Liv. VIII, 34, 1. 39, 7. IX, 2, 7. XXIII, 24, 9. XXVII, 20, 3. XXXVI, 10, 11. cf. Liv. XXVII, 12, 8.

(47) Verg. Georg. III, 143. Ovid. Fast. V, 283. Phaed. I, 5, 4. Varr. 1. 1. V, 36. 森・牧草地～とくに公私の所領としては Cic. Quinct. 28. 79. Att. II, 4, 5. Catul. 114, 1. 115, 4. Ulp. 19, 2, 19, 1. 43, 16, 1, 25.

て、第一の意味では、「家畜の道」、特に間道としての *callis* と相覆うことの多いのもたしかであるが、もう一步進めて *callis* と *saltus*、それに *silva* も加えて、これらを同義語とみなす見解も夙にあること（その場合は、主に牧草地の意である）<sup>(48)</sup> を指摘しなければなるまい。<sup>(49)</sup>

〔B〕 移牧のための「家畜の道」としての *calles* の存在は、すでに述べたように、きわめて古くまで遡る。アペニン青銅器時代=（半）遊牧民説をそのまま認めるかどうかはともかくとして、Barker などの研究をふまえて考えると（本小稿注 24）、勿論、地域的には——考古学的知見によるため当然であるが——限定されるとはいえ、青銅器時代まで移牧、そして「家畜の道」が遡ることはたしかである。

したがって、国家的秩序の成立する前にもすでに移牧、家畜の道 (*calles*) は広く存在しえたことを、ここで再び繰り返しておきたい。そして、ローマのイタリア半島平定によって *calles* も当然、その統治・支配機構の中に組み込まれてゆくことになる。

そこで、*calles* を通して、家畜所有者若しくは牧夫をどのように掌握するかということが、緊急の課題となる。*calles* そのものは、国家ローマの側の立場にたてば、あくまでも統治・支配を実現する場なのである。

ここでは、ローマの支配下の「家畜の道」としての *calles* をめぐる基本的な問題の二、三を検討してみたい。

私有権の確立、増大と国家権力のそれへの介入とは表裏一体をなすが、一応国家的秩序の中に組み込まれた *calles* の大家畜所有者若しくは（現実には）牧夫による利用に関して、支配者側の立場にたてば、二通りの展開の仕方が生ずるといえよう。それは、平常の状態、つまり平穀裡に、一応スムースに家畜所有者の家畜群が移動させられる場合と、異常事態、つまり秩序に抵触することの起る場合であり、この二つの型の展開に当って、牧人（家畜所有者及び牧夫）あるいは畜群に対する国家側の対応の仕方もそれぞれ異なる。そして、第三には、常態のときや異常時をも包摂する、つまり個別的な様々なケースを包む形で管理体制の中に繰り込まれるものとしての *calles* ということになる。

勿論、家畜所有者及び牧夫の立場にたてば、以上とは異なった観角の設定が必要となるし、また問題の展開の仕方も変えねばならないが、その角度からの検討は、この論文では行わない。<sup>(50)</sup>

(48) Liv. XXII, 16, 8 の *saltus* は、*callis*（細径）の同義語であろう。但し、XXII, 14, 8 は *saltus aestivus*（牧草地）と *calles*（道）を峻別した例か（André. REL. 107）。XLIV, 36, 10 もまた（per *calles saltusque ... montium vagando ...*）。

(49) Johansson. *callis*. 434. なお White. *Latifundia*. 67f. は、Catul. 114 と 115 をあげて、特に 115, 4 と 115, 5 から *saltus* に二つの意味（所領と牧草地）のあることが示されているとし、更に *saltus* はイタリアでは通常の丘陵の牧草地、*silvae* を open で灌木などの茂った牧草地を指す、という。

(50) 農民的なローマ法の体系では処理できない移牧に従事する牧人の家族法上の問題や、定着地を離れたところで展開する生産物の取引にかかる法的な諸問題がある。つまり道としての *calles* の上で、あるいは定着地を離れた牧草地 (*calles*) で、牧人が法的にどうであったかということである。Tibiletti. *considerazioni*. 38. も示唆を与えるにすぎない。

## II

まず、上記のうちの第一の場合、あえて型として分ければ、常態の時となるが、その際の国家の対応の仕方を考えてみたい。それは、さしあたり、現実的には税の問題となる。

国家的秩序確立後も、*calles* は自由に、つまり特に税の支払いなしに利用できたのか。あるいは、税が課せられたとすれば、それは通行税か、家畜放牧税か、あるいは家畜登録税か。

実は、*lex agraria* の § 26 には、はっきりと “*calles* 及び公道 (viae publicae) の通行は自由” と謳われている。

§ 26 何びとも、通行する為に家畜を公路・公道へ追い行き、〔またそこで銅ったならば……、その家畜のうち〕、通行の為に公路・公道 [において] 銅われ・追い込まれるであろう [その家畜について] 何ものをも、国民へもまた徵税請負人へも [支払うべき責任はない……]

(吉野悟氏訳)<sup>(51)</sup>

これは、まことに明々白々たる記述である。しかし、それでも問題がないわけではない。まず *lex agraria* が前111年のものであることは、一応認めることができるにせよ、そしてまた条文をそのまま読みとらねばならないにせよ、次の点には問題が残るからである。

第一が、公道 (viae publicae) との併記であるが、それは *calles* が公道と峻別されているとみるべきなのか、それともそれらと同一範疇のものとみなすべきなのか、つまり “公けの道としての *calles*” なのかどうか (上記の吉野氏訳では「公路」と訳しておられる)，そこに問題がある。

たしかに、*via* と *callis* とが一般には分けられていることは認めるべきであるが、こと *lex agraria* においては、なによりもローマ人の法文の形式、*lex agraria* の記載様式からして、他の諸概念の場合同様、峻別でなく併記であることは明らかである。また § 28—29 と関連させても、公道としての *calles* とみなすべきであろう。

Il. 28—29 P. Mucius と L. Calpurnius がコンスルの年、イタリアの地を通〔る公道であったところの……〕〈土地・公道を……する〉二人委員は、それらが開放されているように、また妨げられるものがないように、せ [よ……] (吉野悟氏訳)<sup>(52)</sup>

(51) CIL. I. 200=CIL. I<sup>2</sup>. 585=Brunn. Fontes<sup>7</sup>. Nr. 11=Riccobono. Leges<sup>2</sup>. Nr. 8.

1. 26. quod quisque pecudes in calles viasve publicas itineris causa indu[erit ibeique paverit … pro eo pecore, quod eius in calli] bus vieisve publiceis pastum in pulsum itineris causa erit, neiquid populo[n] eive publicano d[are debeto …]

なお Johannsen, K.: *Die lex agraria des Jahres 111 v. Chr. Text und Kommentar*. Diss. München. 1971. 124 は(イ)を calleis (Riccobono も) (ロ)を ibei と讀んでいるが、論旨には変りない。*lex agraria* をめぐる諸問題は、ここでは立入る必要はあるまい。

(52) André. REL. 1950. 113f. 119.とりわけ viae publicae の特殊性は、Radke. RE. Suppl. XIII. 1417ff. Herzig. ANRW. II, 1. 612ff. Schneider. op. cit. 17, 3. 18. 19, 9. 21 passim.

(53) Il. 28-29. II virum qui ei … quae viae publicae per terram Italiam P. Mucio L. Calpurnio cos. fuerint eas faciunto pateant vacuaeque sicut … Hinrichs, F. T.: *Die lex agraria des Jahres 111 v. Chr. ZRG [=Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte. Rom. Abt.]* 83. 1966. 280. cf. Mommsen, Th.: *Gesammelte Schriften I. Jur. Schr. 1.* Berlin. 1904. 114f.

ここには *calles* と記されていないが、公道の開放、つまり通行の自由も謳われているとみなすべきであろう。夫々が個別規定の色彩が濃いにせよ、§ 26 にも連なる規定とみることができるのではなかろうか。勿論，“公道 (viae publicae)” というのは欠字の補填であり、“per terram Italiam……vacuae……” であるが、そこには、やはり “公けの道としての *calles*” も含意されていた、とみなしたい。

なお、Varro——農業論であり、しかも時代は下るが——には、明らかに “*calles publicae*<sup>(54)</sup>” と記されているし、*calles* は、本来的には一応 “公けのもの” であったとみなければなるまい。もっとも間道に化した *calles* (注 29 参照) まで公道というべきかどうかという、現実をふまえた問題が残るが、それは次元の異なることであろう。むしろ、現実は公けの道としての *calles* と然らざる *calles* が併存したというべきであろう。したがって、以上の点をふまえてその上で、ここでは “公けの道としての *calles*” という表現を使いたい。

第二は、規定は、在來の慣行あるいは法規を明文化あるいは確認したものであるのか、それとも新たな規定であるのかという点、つまり前 111 年以前には *calles* の通行は自由であったのか否かということである。この点は、一方では *lex agraria* を全体として眺めること、今一方では *calles* に関する別の史料を探し出した上で、はじめて返答できるところである。法規定として現実を追認したものというわけではないし、また *lex agraria* 全体としては、ここに盛られている内容の基調は、「自由」付与の精神であり、その方向の規定であったとみなければならないし、その点、前 111 年以前には、むしろなんらかの規制があったとすべきではなかろうか。勿論、その点に関しての史料は全くない。したがって、どのようにとるにせよ、すべては推論にとどまらざるをえないが、やはり、ただ前 111 年以降は、「公けの道としての *calles* の通行の自由」がはっきり認められたとみるべきであろう。この点は確かである。

しかも、*calles* 利用により当然起るべきこと、つまり *calles* の広さ及び長さ、更には家畜の移動の日数を考えれば当然のことである (注 42. 注 43) が、放牧しながら移動しなければならないことを大前提として、*calles* が横切るべき公有放牧地や私有地など様々な土地との関連、更には地方都市や *viasii vicani* (*lex agraria* 11. 12. 公道の傍らの土地を与えられて、公道の修復に当る人) との関係にも目くばりした上、いやそれを抑えた上で “通行の自由” 付与であったとみなければならない。当該個所では直接には税に言及されず、論者もその点には立入らないが<sup>(55)</sup>、上のように考えてくると、*lex agraria* で、通行の自由として “一切を” 免除される、その一切のうちには、公けの場の利用には税がかかることを前提に、公けの道である限り、*calles*

(54) Varr. II, 2, 9. Tilly, B.: *Varro the Farmer*. London. 1973. 20. Frézouls. REL. 36. 1958. 34.  
cf. CIL. II. 5510. <fi> nis c(allis) p(ublici) は、道か、牧場か？

(55) Tibiletti. Considerazioni. 38 の簡潔な指摘、つまり国家が、移牧の大々的に展開している事実を容認したものとするのは、それが *lex agraria* の基本理念の一端を示したものとみるからである。  
cf. Tibiletti. sviluppo. 266, 3.

には税としての通行税(的なもの)を軸に、それにプラスするものとして、放牧自体にかかる税も法文を支える意識、あるいは法文の背後にあったのではなかろうか。

ここで、法文に「何ものも、国民(*populus*)へもまた徵税請負人(*publicani*)へも〔支払うべき責任はない……〕」とあることを今一度考え直してみたい。明らかに、*populus* または *publicani* の関与するもの、つまりなんらかの税が考えられているわけで、それが一切免除されることになるのである。しかも、*lex agraria* におけるこの表現形式自体に注目すると、それは“*vectigal* または *scriptura*”免除に絡んだ文言として刻されていることに気が付く(§ 19—20. § 26. 但し § 14—15 は欠損箇所の補填)。

したがって、ここで、当該箇所は、論理的には公けの道である限り *calles* に関して通行税と放牧のための税(*scriptura*)が主対象として元々あり得たこと、そして一方、法文の形式を支えるものとして“*vectigal* 若しくは *scriptura*”の問題も藏されていた、とみることができる。この場合の通行税とは、術語的には *portorium* である(一般には關税と訳されるもの)。しかし、第二の点、つまり明示はされず、暗々裡ではあるが、*vectigal* も含まれうるという点に関しては、明らかに通行税を意味したと思われる税が *vectigal* と記されている史料のあることを考慮すべきであろう(事例としては、時代が下り、特殊例であるが、Dig. 24, 1, 21pr)<sup>(58)</sup>。その限りでは、*vectigal* のうちに *portorium*、通行税としての *portorium* も包摂されているとみることができよう。

ただ史料的には、共和政期イタリアでは、通行税としての *portorium* は全く摘出できない。<sup>(59)</sup>

今まで堂々めぐりをしながら検討してきた点を整理すると、次の通りである。

(イ) 原理的には、公けの場の利用には税がかかるが、*calles* が原則として公けの道である限り、当然、税はかかる。しかも“通行のため”と銘打っているとすれば、それは通行税的なもの、つまり *portorium* が本来かかるものであったとみなすべきであろう。

(ロ) 一方、*calles* は、単なる移動の道にとどまらず、放牧の場でもある。牧草地としての *calles* は勿論であるが、道としての *calles* にあっても、それに結びついて放牧が行われるのであるとすれば、この“公けの道”的利用に対しては *scriptura* も問題となる。しかも、Varro

(56) *Lex agraria* を主対象とする論者は、必ずしも、税云々の点まで踏みこまない。Trapanard, C. *L'Ager scripturarius*. Paris. 1908. 26, 2. Burdese, A.: *Studi sull' ager publicus*. Torino. 1952. 94. 最近では Hinrichs. ZRG. 1966. 279. 「公道及び *calles*=Bergwege での放牧を認め、処罰されないものとする」

(57) *loca publica* (上水道・下水道・橋梁・公道など) に関して Marquardt, J.: *Römische Staatsverwaltung*. II. Leipzig. 1881<sup>2</sup>[=repr. 1957]. 150f.

(58) Vittinghoff, F.: *Portorium*. RE. XXII. 1953. 346ff. 特に 348.

(59) 通行税ではないが、*portorium* を *vectigal* とは De Laet, S. J.: *Portorium*. Brugge. 1949. 18 の挙げる事例をみよ。cf. Marquardt. op. cit. 151, 4.

(60) Vittinghoff. *Portorium*. RE. 350. 帝政期には Dig. 24, 1, 21pr (*vectigal* とある。上記注 59.). Suet. Vit. 14, 2 (通行税かどうかは不明。史料は、国原吉之助氏の御教示による)。

からも、道としての *calles* における *scriptura* を読みとることができる。<sup>(61)</sup>

(イ) ところが、前 111 年の *lex agraria* は *calles* の通行の自由を認めている。一切の税支払いの免除であるが、そこでは、通行税（的なもの）も *scriptura* も——勿論それにとどまるのではないが——法の適用の射程範囲にはいっているのではなかろうか。

こうみてくると、一般に *calles* と *scriptura* とがどう関連するかという問題をもう少し突込んで検討しなければならないことは明らかであろう。その前に、これまでの学説を整理しておきたい。諸家は、両者の関係に言及しても、特に *lex agraria* の規定とは関連づけておらず、曖昧なままだからである。諸説は次の通りである。

(1) この *lex agraria* の規定は、移牧に当り公道の端に沿って放牧する際の *scriptura* の免除を定めたものである、とする説 (Zancan)<sup>(62)</sup> と (2) *lex agraria* の規定をそのまま採り、共和政期には *calles* の使用は自由であった、とする説 (Laffi)<sup>(63)</sup> を一方の端に、(3) 簡単に *calles* は国家のもの、したがって公有地を利用する人からの税を集め *publicani* がいた、とする説 (Tilly)<sup>(64)</sup> をもう一方の端にすえて、(4) *stationarius*<sup>(64A)</sup> が通行税的なものを徴収した、とする説 (Grenier)<sup>(65)</sup>、(5) この第 4 の説をふまえて、通行税ではなく *calles* で *scriptura* が徴収された、とする説 (Toynbee。<sup>(66)</sup> なお Sabattini も *scriptura* と *calles* を結びつけ、途上で算定とみる)、(6) *scriptura censoria* が *calles* を利用する全家畜にかけられた、それはルート保持のためであるとする説 (Frayn.)<sup>(67)</sup>、(7) 折衷説として、*calles* のある一定の所で将来の *scriptura* 支払いのコントロールが行われたとする説 (共和政期には、*lex agraria* の規定により、いかなる税も支払わなくてよかつたことを認めた上で。Pasquinucci)<sup>(68)</sup> などがあげられる。

以上の諸説を整理すると、(1)、(2) と (7) 以外は悉く *lex agraria* を視野にいれずに論じていること、また税に関しては、*lex agraria* を基礎に考える (2) 説——(1) 説は文字通り視野が *lex agraria* から出ないので議論の外におきたい——以外はすべて、*calles* 利用に当り、なんらかの税、とりわけ *scriptura* の徴収があったとしているのに気がつく。ただ *scriptura* 支払い義務の根拠とするところが、殆どの場合はっきりしないが、*calles publicae* つまり“公けの”とい

(61) Varr. II, 1, 16. *calles* の上で支払いとは Corbier, M.: *Fiscus and Patrimonium*. JRS. 73. 1983. 130.

(62) Zancan, L.: *Ager publicus*. Padova. 1935. 84.

(63) Laffi, U.: *L'iscrizione di Sepino* (CIL IX, 2438) relativa ai contrasti fra le autorità municipali e i conductores delle greggi imperiali con l'intervento dei prefetti del pretorio. *Studi Classici e Orientali* [=SCO.] 14. 1965. 188.

(64) Tilly. op. cit. 20.

(64A) 本来 *stationarius* は集税には関係ないが、*portorium* ための役所としての *stationes* を指摘するのは、De Laet. op. cit. 139. cf. Mac Mullen. *Enemies*. 259f.

(65) Cod. Theod. IV, 13, 2 をひく Grenier. *Transhumance*. 307f.

(66) Toynbee. op. cit. II. 242, 5. 292, 4. 厳密には家畜数の算定・登録。Sabattini. *Athenaeum*. 1977. 202.

(67) Frayn. op. cit. 37.

(68) Gabba-Pasquinucci. op. cit. 140. Corbier. JRS. 1983. 130 は、通行は自由，“paid for pasture rights” と。

うところにあるようである。果して、そのような捉え方でよいのであろうか。

ところで、やはり *lex agraria* で認められた *calles* の通行の自由の中身は、あらゆる税からの自由でもあったことを繰返したい。家畜の道にも様々な形で以て関連する放牧まで自由にしたのではなければ、規定も意味がない。

一方それにも拘らず、共和政末期の史料の示すところでは、公有地放牧に関連する税はあり得たとみなければならない。つまり公有地である限り、放牧にかかる税 *scriptura* 自体は、*lex agraria* の規定を超えて一般には存続したのである。しかも *calles* は通常“公けの道・牧草地”であった（公道であれば *loca publica* であり、厳密には公有地=ager publicus～pascua publica ではないが）。

このような関係をどう理解したらよいのか。*lex agraria* の規定は後に廃棄されたのか、存続したのか。その点は不明である。ただ前者であれば、公道たる *calles* での *scriptura* の徴収も行われるようになるわけで、すべは矛盾なく展開する。規定が存続したとすれば、そこに生まれる矛盾をどう解したらよいのであろうか。

この点に関しては、まず *lex agraria* の当該箇所に“通行のため”と明示されていることに注目すべきであろう。先に“neiquid…[n]eive”の背後に *vectigal*, *scriptura* もあり得ることを想定したが、両句がない（欠損部分にあったかどうかは不明であり、残欠部分のスペースの問題及び *neiquid…[n]eive* という字句自体からもその可能性は薄い）とはいえ、それらをも包摂した一切が免除という意味にとるべきであり、*vectigal*, *scriptura* は勿論、*viasii vicani* や他の共同体との関係をも考慮にいれた上で、あくまでも通行の自由が規定の軸となっているのである。しかし、ここで一つの捉え方として、一切とは文字通りの一切でなく、規定としては「通行のため」には「何ものをも」というのであり、次元の異なるものとして個々の *calles* での *scriptura* もあり得た、とみなすことができないだろうか。つまり *lex agraria* の通行の自由規定と *calles* での *scriptura* の併存を、次元の異なるものとみなすのであるが、この見方はある程度首肯せれるものがあるとはいえ、やはりすっきりしない点が残るのを否めない。

ここで視点を変えて、*scriptura* がどういうものであって、どういう風に徴収されたかを考え、それを突破口にしてみたい。

なによりも、*scriptura* とは、牧人（牧夫もしくは家畜所有者）が申告し (*professio*)、それに基いて家畜の頭数毎にかけられたことを考えると、それは、家畜の登録のための税、しかも牧草地の利用に関連するもの（放牧手数料）でもあったことが分る。<sup>(69)</sup> しかも、税額を決めるのにも

(69) Varr. II, 1, 16. Trapenard. op. cit. 32f. 52ff. 56. 79. Burdese. op. cit. 37. Gabba, E.: Considerazioni sulla decadenza della piccola proprietà contadina nell'Italia centro-meridionale del II sec. A.C. *Ktema*. 2. 1977. 281. 54. Sprengel. op. cit. 43. この場合、ギリシア世界とのアナロジーも必要であろう (Georgoudi. REG. 1974. 179)。

(70) Trapenard, Zancan, Burdese などに考証があるが、問題点は、簡単には拙稿「土地法」265f.

っとも適當なとき、いや可能なときは、實際上は移動の前、あるいは移動が終って、次の、夏または冬の牧草地（これまた広い意味では *calles* である）にはいる前、いざれにせよ道としての *calles* が大いに絡んでくる時点である。この点は、Toynbee の見通しは正しいといえよう。<sup>(71)</sup> どのような立場をとるにせよ、道としての *calles* の帰着点である牧草地に関して、公有放牧地である限り *scriptura* の徵収が行われたことは認めざるをえないであろう。それが“道としての *calles*”の上で、たとい通行の自由は認められていたにせよ、申告、あるいは一歩進んで集められるという形をとったとみた。つまり実質的には公道としての *calles* を利用している全家畜に、帰着点たる牧草地をふまえて——それが公有地であれば当然、ところが私有地であっても“登録”という点が前面に出て——*scriptura* がかけられることになるのである。たしかに *lex agraria* の規定が何時まで生きつづけたかは不明であるが、たとい生きつづけたにしても、以上のような点から、ある程度は *calles* の通行の自由とは別の次元のものとして、そしてそれ以上に、夏若くは冬の牧草地（ローマ人の意識ではやはり *calles* である）と関連した形で、*scriptura* は、“道としての *calles*”の上で問題となりつづけたとみた。このような関連の仕方の現実性を重視すべきではなかろうか。

なお、*lex agraria* の規定そのものは、移牧の展開という一つの流れの容認であり、大家畜所有者の移牧を、この後も飛躍的に推進させるバネになったことは間違いない。

### III

次に、*calles* をめぐる第二の問題、つまり異常事態というか、係争にかかわる問題は二つの型になる。

一つは、*calles* を利用する牧人と、一方その *calles* を利用する畜群によって *calles* に隣接する農地を荒される農民との争いである。勿論、その底には、少くとも第二ポエニ戦争以降大いに進展したイタリア半島における牧場経営、移牧にもとづく経営の増大があったこと、しかもそれは法に反し、法を乗り越えるものですからあったことが指摘されている。<sup>(72)</sup>

Cicero の *pro Cuentio* § 161 は、*calles* をふまえた牧人と農民との争いの典型例といえよう。<sup>(73)</sup> そこには、Aulus Cuentius Habitus (騎士身分の出、Larinum の名門の出身) の *vilici* と、Ancharius 及び Pacenus なる人物の *pastores* (牧人) との *calles* の上の争いが描かれてい

(71) 注 66 参照。Laffi. *SCO*. 187, 29 も。

(72) すでに一種の古典となっている Tibiletti. *sviluppo. passim.* の他、White. *Latifundia*. 74f. 地域が限定されるが、Lepore-Russi. *Diz. Epig.* IV. 1881-1948. 特に 1889f. cf. Yeo, C.: *The Overgrazing of Ranch-Lands in Ancient Italy. TAPHA*. 79. 1948. 275ff. 因に Yeo のこの論文については、Capogrossi-Colognesi, L.: *Le régime de la terre à l'époque républicaine. Terre et Paysans dépendants dans les sociétés antiques*. Paris. 1979, 356f. なお、法に反し、法をのりこえるものというのは、Varr. II, pr. 4. 更には、Polla 碑文を想起すればよからう (CIL. I<sup>2</sup>. 638. Verbrugghe, G. P.: *The elogium from Polla and the first slave war. CPh*. 68. 1973. 25ff. cf. Burdese. op. cit. 101ff.)

る。前者、つまり Cluentius の vilici は “rem domini et privatam possessionem” を守らねばならない。実は、Cluentius が calles 沿いに所有していた土地は、Ernesti-Nicolet によれば、priv. poss. とあるところからすれば、ager publicus の私有が認められたものであり (lex agraria)，その Cluentius の possessiones の境界を Ancharius と Pacenus の家畜が侵害する，そのことに対する訴えである。

ところで、このような係争は、“ut solet” つまり屢々みられた、というのである。そのような類いの農民と牧人の争いが calles を舞台に頻発したことは、実は二つの碑文が裏書きしてくれる。一つは、時代的にははっきりしないが、明らかに移牧に当り、calles の上で牧人が危害を受けたこと（農民との争いか、あるいは別のことか？ 前者の可能性が濃い）を示し、今一つは帝政期のものであるが、きわめて有名な Saepinum 碑文がそれである（この碑文の問題はここでは論じない）。

なお、Cicero. pro Cquentioにおいて問題となるべき地域 Larinum 付近には、calles は、少くとも一本、あるいはそれ以上通じていたと推定して間違いない。なお、この地を通る callis によるかどうかは明らかではないが、Varro が、Sabini 地方と Larinum のある Apulia との間の移牧に関する詳述しているのは、周知の通りである。

ところで、Ancharius は Ancharii 家の一員であり、大所領の所有者、大家畜群の所有者として、大移動放牧の必要性は充分にあったとみなすことができるし、その点 Pacenus (Pacianus) とすべきである、という考証もある) も然りであったといえよう。

因に、家畜の道を舞台とする牧人 (=家畜所有者及び牧夫) と農民 (直接生産者のこと) もあ

(73) Cic. Cquent. 161. Anchari et Paceni pastoribus huius <sup>(44)</sup> vilicos vim et manus attulisse. Cum quaedam in callibus, ut solet, controversia pastorum esset orta, Habiti vilici rem domini et privatam possessionem defenduerunt. Cum esset expostulatio facta, causa illis demonstrata sine iudicio controversiaque discessum est. (1) vilicos (Budé éd.) vilicum (Loeb ed.). (2) Ernesti=callibus. Μυρα=collibus. Salmon. op. cit. 70. Brunt. op. cit. 371, 1. 551. Skydsgaard. Transhumance. 11f. Nicolet, C.: *L'ordre équestre à l'époque républicaine*. I. Paris. 1966. 302ff.

(74) Nicolet. op. cit. II. Paris. 1974. 840f. nr. 103. cf. Boyancé, P.: *Gicéron Discours VIII*. Paris. 1953. 8f. Münzer, F.: RE IV. 1901. Nr. 3. Nr. 4.

(75) Ephem. Epigr. VIII. 1899. nr. 139=Not. Scav. 1887. 159=Cianfarani, V.-Dell'Orto, L. F.-La Regina, A.: *Culture adriatiche antiche d'Abruzzo e di Molise*. II. Roma. 1978. 568. Tav. 415.

(76) CIL. IX. 2438. この碑文の解明はこの小稿の主題ではないが、Laffi. SCP. 14. 1965. 177ff. (本小稿, 注63) には目を通さねばならない。Gabba-Pasquinucci. op. cit. 155f. Corbier. JRS. 1983. 126ff.

(77) Gabba-Pasquinucci. op. cit. 107. cf. 172. 177. Fig. 5. Fig. 23. Gabba. Ktema. 2. 1977. 282.

(78) Varr. II, 2, 9. cf. III, 17, 9.

(79) Ancharius 及び Pacenus については、Nicolet. op. cit. I. 303f. 特に Ancharii については Shatzman, I.: *Senatorial Wealth and Roman Politics*. Coll. Latomus. 142. Bruxelles. 1975. 19, 30. cf. Wiseman, T. P.: *New Men in the Roman Senate* 139 B. C.-14 A. D. Oxford. 1971. 212. Nr. 25. なお Pacenus を Pac(c)ianus—Paciani とみなすべきか (それ以外の読み直しも可能であるが) は、Gabba-Pasquinucci op. cit. 108, 69. 70. cf. Nicolet. op. cit. I. 304. n. 55.

れば、単なる土地所有者のこともある)との争いは、中世から近代まで頻繁にみられ、国家権力が様々の形で介入したことによく知られている。<sup>(80)</sup>ただ Cic. *Cluent.* は一つのケースであるが、*ut solet* とあるように普遍的な現象であったこと、つまり型として捉えられることを確認しておきたい。したがって、Cicero にみられる事例などに対して、ローマ共和政期にはどういう形で国家権力が介入・干渉したかが問題となるが、その点に関しては史料はなにも述べてくれない。Saepinum 碑文からある推定を下すことはできるが、それは帝政期のことであり、共和政期に関しては、具体的には不明といわざるをえない。もっとも通行の自由を謳いつつ (*lex agraria*)、共和政末期ローマにおいても国家権力が積極的に口をはさんでくる余地はあったわけである。

次に、*calles* をめぐる第二の問題は、一面では牧人に相対する存在としての、また一面では牧人から転落した存在、反体制的存在としてはむしろ上昇した存在たる山賊または盗人にかかわる治安の問題であるが、それはまたローマの支配以前の時代(半遊牧時代、Puglisi 説をとればこうなる)以来ローマの支配からこぼれていた存在に関連する問題ともなる。<sup>(81)</sup>

移牧に従事する牧人も、奴隸であるとはいえ、単なる牧童でなく、家族及び財産を所有する存在であったことは Varro から明らかであり、また Corfinium 付近で出土した前一世紀の埋葬碑文の示すところである。<sup>(82)</sup> そういった意味で、彼らが、山賊の群に投げるか、逆に山賊から自らの財産を守るかは、それぞれの *calles* の政治的情況や家畜所有者との力関係、人間関係によるものであった。

当然、平和裡に *calles* を通って畜群を移動させる牧人も数多くみられたが、彼らのその日常的な行動を振り動かすものとしての「山賊である牧人や盗人」に対しては、牧人一家畜所有者側も自衛の手段を講じた。<sup>(83)</sup> 牧夫に武装させることも、その一つの手だてであった。その場合、家畜

(80) Gabba-Pasquinucci. op. cit. 107, 66.

(81) 特に中南イタリアの山賊については、Brunt. op. cit. 551-557. (但し、時代は前1世紀) Gabba-Pasquinucci. op. cit. 53. Gabba, E.: *Urbanizzazione e rinnovamenti urbanististici nell'Italia centro-meridionale del I sec. A. C.* SCO. 21. 1972. 109ff. やはり Capozza, M.: *Movimenti servili nel mondo romano in età repubblicana.* I. Roma. 1966. 153f. に戻るべきであろう。なお、各種史料にあらわれる *montanus (-i)* については、検討し直す必要がある。

(82) Varr. II, 10, 6-9 にみられる、移牧のために必要とされるという女性とは、牧人頭 (*magister pecoris*) の妻か、普通の牧夫の妻か、あるいはそれ以外の存在であるかも不明。牧人頭の妻である可能性が濃いが、普通の牧夫に妻子があっても不思議ではない。牧夫も牧人頭も主に奴隸と考えられるが。

(83) CIL I<sup>2</sup>, 1776=IX, 3128=ILLRP. 975. Cianfarani. op. cit. I. 129f. Dell'Orto-La Regina. op. cit. II. 567. Tav. 414. Salmon. op. cit. 68, 6. 但し、Skydsgaard. *Transhumance.* 32, 5 は、これを必ずしも移牧に關係するものとはみなさず、*villa* の近くの牧人としている。因に Rostovtzeff, M.: *The Social and Economic History of the Roman Empire.* Oxford. 1957<sup>2</sup>. 20. Pl. III-5 も、移牧の図とみている。

(84) Varr. II, 10, 3. “野獣や盗人に相対すること”

(85) Varr. II, 10, 1. 必ずしも移牧に当り武装を、とは言っていないが、広く「牧人の武装」というのは、数多く指摘できる。拙稿「Cicero の法廷弁論にあらわれる *colonus*」『名古屋大学文学部研究論集』1976. 25f. Cic. Tull. 8. 18. Caec. 59ff. Brunt. op. cit. 374f. 552. Gabba-Pasquinucci. op. cit. 136, 103.

所有者としては、何よりも、牧夫と同じ奴隸である牧人頭 (magister pecoris) に権限を委ね、一つの “移牧共同体” 的なもの（まだ移牧集団程度の表現にとどめるべきかもしれない）を作らせたのである。<sup>(86)</sup>

しかし、それでも中央権力が弱まるとき、あるいは家畜所有者と牧夫との紐帶がもうい場合、そしてまた地域的にそのような傾向や伝統の濃い地方においては、牧人自身が山賊に化したり、度々の蜂起の主体となっている例は枚挙に遑ない。とくに奴隸叛乱の主体をなすのが牧人奴隸であったことは、一々その例を挙げるまでもあるまい。

夙に前 185—184 年、つまり前 186 年のバッカス信徒取締り令につづく社会不安をふまえ、数多くの *pastores* (牧人) が、とくに南イタリア、牧人奴隸の多い地方で “*vias latrociniis pascuaque publica infesta habuerant*” という。この場合、“*vias*” とあるが、機能的には *calles* であり、明らかに、“道” が蜂起者たちの抑えようとする焦点になっていたことに気がつく。これは、法務官の L. Postumius が鎮圧しているが、その他の事例はとくにここでは挙げる必要なかろう。

ただ「Catilina が *callis* を抑えていたら、ことは…」と Cicero が述べているように、Catilina の陰謀においても *calles* の掌握=牧人奴隸を吸収することが、要めの一つであり、事実 Apulia の牧人の蜂起のニュースがローマを揺がしたように、異常事態に当っては牧人奴隸はローマの秩序を脅かす存在になっていたこと、しかも *calles* に狙いを定めていることはたしかである。<sup>(89)</sup>

ところで、牧人の主体が奴隸であることが彼らの山賊化あるいは反秩序的勢力への傾斜を強めるものであったとすれば、それに対応する手立てとしては、自由人を牧人あるいは移牧に組み込

(86) *magister pecoris* 及びいわゆる「移牧共同体」については別稿で詳論する。Varr. II, 10, 2-10.

(87) たとえば Lucania, Bruttium については、Magaldi. op. cit. 50ff. [本稿注 45] Wiseman, T. P.: *Viae Anniae. PBSR*. 32. 1964. 34ff. Lepore-Russi. *Lucania. Diz. Epig.* [本稿注 30. 72] 特に Apulia の奴隸 = *pastores* については Bradley, K. R.: *Slaves and the Conspiracy of Catiline. CPh.* 73. 1978. 332.

(88) Liv. XXXIX, 29, 8f. 41, 6f. Capozza. op. cit. 145-159. Gabba-Pasquinucci. op. cit. 95. Yeo. *TAPhA*. 79. 1948. 294. Sirago, V. A.: *L'Agricoltura Italiana nel II sec. a. C.* Napoli. 1971. 30ff.

(89) Cic. Sest. 12. Si … P. Sestius ad excitandum Antonium, cohortandum, accusandum, impellendum (non) fuisse, datus illo in bello esset hiemi locus, neque umquam Catilina, cum e pruina Appennini atque e nivibus illis emersisset, atque aestatem integrum nanctus Apuliae (Italiae PG) *callis* et *pastorum stabula* praedari coepisset, sine multo sanguine ac sine totius Italiae vastitate miserrima concidisset. (イ) Apuliae と読むのは Cousin, J.: *Cicéron Discours. Tome XIV*. 1965. 129 (Artemis 版～Fuhrmann も). その他には silvestres, saltuum などの読み方があるが、それらは問題とすべきではあるまい。因に Oxford ed. は Italiae. (ロ) Oxford ed. は *praeoccupare*. 他にも異説が多い。

(90) Sall. Cat. 30, 2. Annequin, J.: *Esclaves et Affranchis dans la conjuration de Catilina. Actes du colloque 1971 sur l'esclavage*. Paris. 1972. 204 は Apulia における蜂起を信ずる。ただし、奴隸=牧人の現実の役割をどう評価するか、過大評価されていないか、という問題が残る (208)。cf. Gelzer. RE. II A. Sergius (Catilina). 1923. 1709f. この間の事情の解明は、Bradley. *CPh.* 73. 1978. 329-336. 特に 335.

む必要があったのではなかろうか。牧人頭との紐帶を強めるとともに、このことも、実は家畜所有者=大土地所有者=国家権力保有者の打つべき手段であった。

このように、家畜所有者側の対応といつても、その方法は様々であったと思われるが、すくなくとも、*calles* をめぐっては第一に、牧人と農民の争いを調停できる立場にたてる存在、第二に「山賊に化した牧人」に対する抑止力、あるいは山賊そのものに対応する力、この二つの機能を具えた存在・機構が、国家ローマとして夙に求められていたのではなかろうか。勿論、極限的な異常事態に対しては、その都度、対応の手が打たれたが、そうであるにせよ、またそのようなケースを端にすえた形で、Cicero のような共和政末期の係争関係の史料の底には、すでに時代的にも、なんらかの機構の存在していたことが暗々裡に示されている。その上での係争の記事とみなすべきであろう。

やはり、そこには一つの統轄機構（厳密には統轄機能とすべきであろう）の生まれていたことが予想される。当該地方の統御のためには、なるほど Vibo Valentia のような植民市の設置が、勿論、積極的な意味をもっていたことはたしかであるが、もっと広い、包括的な機能をもつものが存在したのではなかろうか。それが実は、*provincia callum* あるいは *quaestor* の *provincia* の問題となるのである。しかし、今まで取扱ってきた史料の中には、そういった点についての手がかりを与えてくれるものは見出せなかった。

次に、全く異なった史料を、別の視角から検討することによって、以上の問い合わせに応えることにしてみたい。

### 三

#### I

共和政期ローマにおいて、*calles* つまり移牧のための道（あるいは牧草地をも含めて）が、一つの *provincia* を意味し、且つそれを構成したかにみえる史料が二つある。

史料の第一は、Suetonius. Iulius. 19, 2 であるが、それによれば、前60年、Caesar と Bibulus に、コンスル職（前59年）後の *provincia* として “silvae callesque” が割当てられたという。

Suet. Iul. 19, 2 「かくして、カエサルはビブルスとともにコンスルに選ばれた。閥族派貴族 (optimates) は、同じ動機から、新任の二人のコンスル達には、森林と牧場があるにすぎない、全く重要ならざる *provinciae* が割当てられるように取り計らった」

実は、G. Gracchus の法の一つによって、コンスル職選挙前に、元老院が、将来のコンスル

(91) Suet. Iul. 42, 1 をその一例として挙げておこう。

(92) Dionys. 20, 15. Strab. 6, 1, 5. p. 256C. Vell. Pat. 1, 14, 8. Tibiletti, G.: Ricerche di storia agraria romana. *Athenaeum*. 28. 1950. 240ff. 及び Sirago. op. cit. 60 は、Vibo Valentia の設置を前 239 年とし、前 192 年にそれが強化されたとして、 “Sila” 山地、森林・牧草地帯としての同地方のおさえの意義を考える。

の provincia を決定することになっていたのである。これは、明らかに、optimates つまり反カエサル派、反三頭政治派の連中が、すくなくともコンスル職を占めた人物にとって必ずしもふきわしいとはいえないポストであるが、“silvae callesque” の管理を割当てたことを意味する。勿論、カティリナ事件において不穏な動きのあったイタリア、とりわけ南伊の牧場・森林地帯一牧人一奴隸を抑えるという積極的な面、コンスル職にあった人物をも担ぎ出すだけの、従って Caesar としても受入れざるをえない意味も多分にあったとみるべきかもしれない（勿論、実際に彼らに与えられた provincia が異なったものになったことは周知の通りである）。

この silvae callesque に関しては、古くから様々の議論がある。とくに、Willems が、この “id est silvae callesque” とは制度にあまり通じない文法学者による挿入とみなすのに対して、Meusel は Hispania citerior とし、Rolfe もイタリアの外とし、更に Holmes が、provinciae はイタリアの外のものであると主張するが、Balsdon は、silvae と calles は provincia として Italia を指したのであるとしている。もっとも Meyer, Ed. が、この表現の中味に関しては疑問を呈しながらも、Tac. ann. IV, 27, 2 の24年の quaestor について「古い慣例で、管轄地区 (provincia) の牧場 (calles) を担当していた」とある（本小稿で後述）のを充分に参考するように説いている点は、Rolfe と異なる。実は、Rolfe は両史料を全く関連なしとするのである。この中では Balsdon 説は仲々魅力的であるが一現実的にもイタリア内が対象であるとみなければならないにせよ必ずしもイタリアそのものと言い切る必要はないようである。それは、様々な限定された形での provincia、しかも quaestor のprovincia がありえたこと、たとえば

(93) Suet. Iul. 19, 2. Igitur cum Bibulo consul creatur. eandem ob causam opera ab optimatis data est, ut provinciae futuris consulibus minimi negotii, id est silvae callesque, decernerentur.

(94) Rotondi, G.: *Leges Publicae Populi Romani*. Milano. 1912 [repr. 1962]. 311.

(95) Salmon. op. cit. 68, 4. Syme, R.: *Sallust*. Berkeley-Los Angles. 1964. 137, 64. Wiseman. *PBSR*. 32. 1964. 35. も積極的に評価する。Brunt. op. cit. 291f. cf. Cic. Sest. 12. Suet. Aug. 3, 1.

(96) 今世紀初頭までの諸説については Rolfe, J. C.: *The so-called callium provincia*. *AJPh*. 36. 1915. 323ff. “colloquial term” であろうとして (326), “mere woods and pastures” とし、良く知られざるコンスル格の provinciae とみる。

(97) Willems, P.: *Le sénat de la république romaine*. II. Louvain. 1885. 576, 5. まず provincia の意味を取り違え、次いでコンスルの義務と quaestor それとを混同しているとみなされる。

(98) Rolfe. *AJPh*. 330f. Meusel, H.: *C. Iulii Caesaris Commentarii De Bello Civili*. Berlin. 1959<sup>12</sup> [=1906<sup>11</sup>]. 41 (=b. c. I, 22, 4). Holmes, T. R.: *The Roman Republic and the Founder of the Empire*. Vol. I. 1923 [=1967]. 474. cons. の provincia としての silvae callesque は存在せず、quaestor の機能の一つであるという。

(99) Balsdon, J. P. V. D.: *Consular Provinces under the Late Republic*. II. *JRS*. 29. 1939. 180ff. たしかに Italia がコンスル（またはコンスル格の人）の provincia であった事例はある。その“名目としての prov.” たる Italia が、後に Gallia の一つに変えられたというのである。史料を “id est Italia Galliaque” と読みかえる Zumpt, A. W.: *Stud. Rom.* 1859. 65ff. (Balsdon による) が Gallia を Gallia cisalpina とみなし、59年のコンスルとしてのカエサルはガリアを、ビブルスがイタリアを受けたとするのに対し、Balsdon は、イタリアが両コンスルに割当てられたとするのである。

(100) Meyer, Ed.: *Caesars Monarchie und das Principat des Pompeius*. 1922.<sup>3</sup> Stuttgart-Berlin [repr. 1963. Darmstadt]. 58, 3. “Walddistrikte wud Saumpfade Italiens” とするが。

「水を管理する財務官職」までこの頃存在したことが分っているからである。<sup>(101)</sup>

この *calles* をただ “家畜の道” にとどめるべきか、あるいはもっと広く、すくなくとも “牧草地” <sup>(102)</sup>まで拡げて理解すべきかに、すこしづつ問題があるとはいえば、重要な点は、一体、その際 *provincia* としての “*silvae callesque*” が、すでになんらかのポストの人物の管轄するところとして存在しており、そしてそれが今回は前コンスルの *provincia* として、ということになるのか、それとも、そもそもこのケースを *provincia callium* のはじまりとみるべきかという点である。<sup>(103)</sup>勿論、このケースは、完全に単発的なもので、前後になんら関連のない *provincia* であるのか、そういったこともありうるわけであり、その点も考えてみなければならない。<sup>(104)</sup>

史料の第二は、Tacitus. annales. IV, 27. 1-2 である。

Tac. ann. IV, 27, 1-2 「同じ年（西暦24年）の夏のこと、イタリア全土に撒かれていた農奴一揆の種 (*servilis belli semina*) が、偶然のことで潰される。蜂起の主謀者は、ティトゥス・クルティシウスといい、以前は護衛隊の兵 (*praetoriae cohortis miles*) であった。まず彼は、ブルンディシウムとその附近の町に秘密の集会を催し、そのうち、公然と檄文を掲げ、人里遠く離れた山地で働く気の荒い農業奴隸 (*agrestia…servitia*) に、自由 (*libertas*) を訴える。

ちょうどその時、海上交通の警戒のため、その附近を巡航中であった二段櫓船が三艘、神々の贈物の如く、ブルンディシウムに入港する。しかも、古い慣例で (*vetere ex more*)、管轄区の高地牧場 (*provincia…calles*) を担当していた財務官クルティウス・ルpus (*Curtius Lupus quaestor*) が、この地方に滞留していた。そこで早速彼は、二段櫓船の乗組員で部隊を編成し、正に爆発寸前の暴動を粉碎した。……」（国原吉之助氏訳 岩波文庫版）<sup>(105)</sup>

これは、西暦24年、“*vetere ex more*”によって、*provincia callium* を保有していた一人の *magistratus*、この場合は *quaestor* が、Brundisium からその周辺の町に拡大した（正しくは拡大しそうになった）農業奴隸 (Tac. には *agrestia…servitia* とあるが、これは App. V, 132. Suet. Tib. 37, 1 などをふまえて、またこの地方の歴史を考えてみて一本稿注 81. 87. 88. 90 など一、主体はむしろ牧人とみなすべきであろう) の叛乱を、艦隊を率いて鎮圧した、という記事である。その人物は、*quaestor* の *Curtius Lupus* であったという。この場合の *provincia* としての *calles* とは、 “家畜の道” であるよりも、もっと広いものを想定しなければならないこ

(101) Cic. Vat. 12. Gelzer, M.: *Caesar*. 1960<sup>a</sup>. Wiesbaden. 58, 153. この問題は、Chandler, D. C.: *Quaestor Ostiensis. Historia*. 27. 1978. 335. cf. Wiseman. op. cit. 156.

(102) この点は、明らかに “牧場” として差支えないであろう。古く Frank, T.: *Roman Imperialism*. 1914 [repr. 1972. New York]. 335 に “highways and pastures” とするのは、Rolfe (AJPh. 36. 1915. 331) も言うようにおかしい。

(103) Salmon, op. cit. 68, 4 はコンスル格の *provinciae* にしようとした、とみる。Tilly, op. cit. 20.

(104) *Provincia* とは何か、つまり原理的には、*provincia* とは地域というより、権限（領域）であるとみなせば、単発的なケースもありうるわけであるし、また現実問題としても、彼らがコンスル職の後与えられた *prov.* は異なっている一事を以ても、そのように言えよう。cf. Balsdon. JRS. 1939. 182, 78. ~ a token province.

とは確かである。しかも、明らかに *veter ex more* とあることからすれば、この西暦24年以前にすでに *provincia callium* が設定されていたこと、そしてまた史料をそのまま読めば、それは *quaestor* の管轄であり、しかもその *quaestor* が艦隊をも指揮できた、ということである。

実は、この史料の解釈に関しては、古来、見解の対立があるが、ことは、*provincia callium*, *veter ex more*, *quaestor—quaestores classici* などに関連してくる。<sup>(106)</sup>

なお、*Thesaurus Linguae Latinae* の *callis* の項目中の *callum provincia* の個所には、<sup>(107)</sup> *Curtius*. 3, 4, 5 もその例として挙げられている。一見 *provincia callium* の存在を示唆するかにみえるが、夙に *Rolfe* の明らかにしたように、これは *provincia callium* の例とみるべきではなく、除去すべきであろう。<sup>(108)</sup>

したがって、史料としては、*provincia* としての *calles* を示すものは、以上の二例にとどまる。もっとも、*Mattingly*, H. B. は、*Suetonius. Claudius*. 24, 2 の *Gallica provincia* を *callum provincia* と読みかえるべきことを主張している。きわめて魅力的な説ではあるが、必ずしも充分な説得力をもつとはいえない。

## II

以上、二つの史料から、*callis* 及び *provincia callium* について、われわれはどのように考え

(105) Tac. ann. IV, 27, 1-2. Eadem aestate mota per Italiam servilis belli semina fors oppressit. Auctor tumultus T. Curtisius, quondam praetoriae cohortis miles, primo coetibus clan-destinis apud Brundisium et circumiecta oppida, mox positis propalam libellis, ad libertatem vocabat agrestia per longinquis saltus et ferocia servitia, cum velut munere deum tres biremes ad pulere ad usus commeantum illo mari. Et erat isdem regionibus Cutius<sup>\*</sup> Lupus quaestor, cui provincia veter ex more calles evererant: is, disposita classiariorum copia, coepit tam cum maxime coniurationem disiecit. \* Oxf., Budé ed.

(イ) この *calles* を *Lipsius-Nipperdey* は *Cales* と読みかえ、*Mommsen* もそれに従う。それは、*Cales* (*Campania* の町)を中心とする *quaestor* の *provincia* が存在したとみなし、元来三つの *quaestor* の *provincia* の中で *Cales* を中心とするそれは、西暦24年後直ぐに消え、更に *Claudius* のとき *Ostia* と *Gallia* の *quaestor* の *provincia* がなくなり、すべての *quaestor* の *provincia* が消滅したとするのであり、*Suet. Claud.* 24, 2. *Dio*. 55, 4, 4. 60, 24, 3 という史料の整合性を考えるものである。*Mommsen*, Th.: *Römisches Staatsrecht*. II<sup>3</sup>. Leipzig. 1887. 571, 2. 573. この問題は後述。(ロ) evererat (M)～*Wuilleumier* (Budé éd.). evererant (Haase)～*Fisher* (Oxford ed.).

(106) 次項以下で詳述するが、たとえば *Koestermann*, E.: *Cornelius Tacitus. Annalen*. Bd. II. Buch 4-6. Heidelberg. 1965. 102f. *Gappa-Pasquinucci*. op. cit. 141f.

(107) TLL. Vol. III. 174, 16. "qui callibus praesiderent"

(108) *Rolfe*. AJPh. 1915. 323f.

(109) *Mattingly*, H. B.: *Suetonius Claud.*, 24, 2 and the «Italian Quaestors». Homm. Renard. II. Coll. Latomus 102. Bruxelles. 1969. 505ff. とくに 509.

*Suet. Claud.* 24, 2. Collegio quaestorum pro stratura viarum gladiatorium munus iniunxit detractaque Ostiens et Gallica provincia curam aerari Saturni reddidit, … (ロ) Gallica→*callium* とするのである。“彼 (*Claudius*) は、*quaestor* たちに、道路補修に代って剣闘士競技を行わせるようにさせた。そして、*Ostia* と *Gallia* における彼らの職務を免除し、サトゥルヌス金庫に関する仕事を彼らの手に戻すこととした……”

ことができるか。

まず第一に、すくなくとも史料をいかように解するにせよ、そしてまたそこにあらわれる *callis-calles* をどうとるにせよ、*quaestor* の *provincia callium* がイタリアに設けられたことを、あるいは *quaestor* の統轄機能が *calles* に及んだことを、ある段階、ある時代には想定しなければならないことはたしかである。その際、それは単発的に出現して、そのままで消え去るものとしての *provincia callium* ではなく、持続するものとしての *provincia callium* であったとみなさねばなるまい。

それは、Tacitus の “*vetere ex more*” という表現もさることながら、前節において述べたような、①牧人と農民の争いを抑えるため、②牧人→山賊その他から *calles* を守るために(①、②)に関しては史料的に、時代に関する問題が残る。後述 30 頁), そしてそれ以上に、③財政上の関心からは *scriptura* 支払いの安全性確保のために(それには勿論 *publicani* が関与する)、国家側の要請として *calles* を管轄・権限領域とする *quaestor* の *provincia* が、あるときに設置されて存続していたと推定するからである。

そこで、問題は、その *provincia* 設定が、いつまで遡りうるかということになる。論者は、必ずしも上記の諸点をふまえた上で自説を展開しているわけではないが、いつまで遡るかについて、夫々自己の見解を披瀝してはいるようである。

第一の説は、前60年、つまり先の Suet. Iul. 19, 2 の Caesar と Bibulus に対して、コンスル職後の *provincia* として *calles* が問題となった時点を、*provincia callium* のはじまりとするのである。<sup>(110)</sup>

第二の説は、Augustus の時代に、はじめて *quaestor* の *provincia* が設定されたとする説である。<sup>(111)</sup> 史料的には Dio. 55, 4, 4 を論拠とする。Dio. 55, 4, 4 「また彼は、*quaestores* に、〔ローマの〕町のそばの海岸及びイタリアの他の地方を統轄するようにさせたが、このことは、長年にわたって行われた」<sup>(112)</sup>

第三の説は、すくなくとも前 200 年まで遡る一前 267 年の創始一とする Mattingly 説であり、第四の説は、前 60 年よりはるかに遡るとする Skydsgaard などである。第三、第四の説は、す

(110) Tilly. op. cit. 20 は、一見このときをはじまりとみる捉え方を示す(しかも前 59 年、カエサルの第一次コンスル職においてという不明確な書き方で)。もっとも積極的に、この立場にたって自説を展開する論者はない。たとえば *silvae callesque* をコンスル格の *provinciae* の一つとする…、という Salmon. op. cit. 68, 4 も、南イタリアの *calles* が *quaestor* の *provincia* であったことを忘れてはいない (op. cit. 68, 7)。

(111) Koestermann. op. cit. 102 は “イタリア平定の際に設定された *quaestores classici* (後述) の制度に結びつける形で Augustus が設けたもの” とする。Artemis 版 (Heller. 837, 28. 1982.) Budé 版 (Wuilleumier. 1975) の諸テクスト。RE. XXIV. 818f. 1963.

(112) Dio. 55, 4, 4. καὶ ταμίας ἐν τε τῇ παραλίᾳ τῇ πρὸς τῇ πόλει καὶ ἐν ἑτέροις τισὶ τῆς Ἰταλίας χωρίοις ἀρχειν ἐποίησε· καὶ τοῦτο καὶ ἐπὶ πλείω ἔτη ἐγένετο.

(113) Mattingly. Coll. Latomus. 102. 1969. 509f.

(114) Skydsgaard. Transhumance. 17f.

くなくとも共和政中期に *provincia callium* の設定を認める点で軌を一にするが、それらの説の底には、前267年の *quaestores classici* 創設がある（次項で詳述）。

第一の説の論拠とする Suet. Iul. 19, 2 は、むしろ前60年以前に *provincia*（統轄機能・地域）の存在したことを探測させるのではなかろうか。ここでは、その *provincia* が、コンスルであった人物に、任地・管轄地域として割当てられることの意外性・不当性が指摘されているのである。とすれば、むしろそれ以前にコンスルより低いポストの人物の管轄領域であった可能性が大であるといえよう。この史料のるべき点は、先に述べたように、山賊その他に対する中央政府当局も坐視できないということであり、それは前36年にもみられる現象であったということである。<sup>(115)</sup>

問題は、第二の説であるが、*quaestor* の *provincia callium* は Augustus の時代の創設であるとする説（通説）に関しては、Mattingly 及び Chandler の批判があり、基本的には両者ともに正しいとみることができる。<sup>(116)</sup>

ただ Mattingly 説は、Suet. Claud. 24, 2 を読みかえるという点、きわめて斬新である。その主張は次の通りである。それは、Suet. Claud. 24, 2 にみえる Claudius 帝が Ostia と Gallia の *quaestor* の *provincia* を廃したという記述（本稿注109）と、Dio. 60, 24, 3 の Claudius 帝がすべてのイタリアの *quaestor* 職を廃したという記事、更に24年に “provincia … calles” が “vetere ex more” 存在しているとする Tac. IV, 27, 2 の記事（本稿注105）、この三つの史料の不整合性を衝くものである。これまでこの *provincia callium* (Tac.) は、すでに Claudius 帝の治世以前に消えていて、すべて（残りのすべて）が Claudius 帝のときに廃止された（Dio）が、それは Ostia と Gallica のそれである（Suet.），という風に解されてきた。それに対して Mattingly は Suetonius の “Gallica provincia” を “calles provincia” と読みかえるべきことを主張し、元来、イタリアには、二つの *quaestor* の *provincia* (Ostia と calles のそれ) があったにすぎない、それが、実は Claudius 帝のとき廃されて、夫々の *provincia* を *procurator* の手に移したというのである。そして、Dio. 55, 4, 4 の記述の中で、① Augūstus が *quaestor*

(115) 前36年、Octavianus が、コンスル格の人物 G. Calvisius Sabinus を、イタリア、いやローマ自体をも脅かす山賊（牧人奴隸）に対処する人として *praefectus* に任命している。App. b. c. V. 132. Gabba, E.: *Appiani Bellorum Civilium Liver Quintus*. Firenze. 1970. 219f. すくなくとも Augustus によって山賊に対する常設のポストが設けられていたことを示すのが、Suet. Aug. 32, 1. Tib. 37, 1. Brunt. op. cit. 291. MacMullen. *Enemies*. 259.

(116) Mattingly. *Coll. Latomus*. 102. 1969. 505ff. Chandler, D. C.: *Quaestor Ostiensis. Historia*. 27. 1978. 335. このとき再設定されたとみることはできよう。

(117) Dio. 60, 24, 3: *τοῖς μὲν οὖν ταμίαις τὴν διοίκησιν ἀντὶ τῶν ἀρχῶν τῶν ἐν τῇ Ἰταλίᾳ ἔξω τῆς πόλεως ἀντέδωκε (πάσας γὰρ αὐτὰς ἔπαυσε),*  
そこで〔クラウディウス帝は、〕*quaestores* には、ローマの町の外のイタリアにおける統治の職務に代って財務の役目を付与した。というのは、彼が、この〔イタリア統治の〕すべてのポストを廃止したからである。

(118) Rolfe. *AJPh*. 36. 1915. 328ff. Koestermann. op. cit. 102f. Mattingly. *Coll. Latomus*. 102. 505.

のポストを設置したこと (Mommsen-Koestermann は、その際、多分ローマのイタリア平定時に新たに設定された *quaestores classici* の制度をそれに結びつけたとする。もっとも Mommsen は Tac. の “*calles provincia*” を認めず, “*Cales provincia*” と読みかえる (本稿注 105①) が、その問題は後述), ②その数は三つあるいはそれ以上である (①海岸と②イタリアの他の地域 (複) とあるから) というのは誤りであるとする。そして、④に関しては、それは共和政期、前267年に設けられたものであること、⑤その数は、あくまでも二つであること (*Ostia* と *calles*) を主張するのである。その上で、Mattingly は、*calles* といわれる対象の実際の拡がりを *Apulia*, *Samnium* 地方 (更にもっと広くみる) とすべきことを説いている。たしかに、このような地方は、中央政府がなんらかの意味で統轄しなければならない地域であり、そして要めが *calles* であることはたしかであろう。しかし、Mattingly 説は、そのままで採ることができるか。

### III

以上の諸説に対して、どのように考えたらよいであろうか。とくに、一方では Lipsius-Mommsen (本稿注 105①) による、今一方では Mattingly による史料の読みかえに対して、どう対応すべきか。

第一に、*quaestor* の権限が帝政期のあるときに *procurator* に移されたことはたしかである。このことは、どのような立場をとるにせよ認めざるをえないと思われる。そして、Tac. ann. IV,

(119) Mattingly の新説の根拠の一つに、二個のイタリアの *quaestores* を説くに当って、その一つの *Ostia* に関しては、Rolle のようにただ *Ostia* のみに限定して捉えるのではなく、もっと広く考えること (506), また今一つの *calles* に対しては、これまた広く捉えることがある。その際、Cic. pro Sestio. 12 (本小稿、注89) の *Apuliae callis* (Budé éd. の読み方。Oxford ed. は *Italiae callis*. Loeb ed. は *Italiae calles*) を *Italiae callis* と読むのである (508)。更に *provincia Gallica* の存在を否定するための論証は 508f.

(120) 実は 4 個の *quaestor* 職の *provincia* が前267年に設けられたとする根拠は、① *Liv. epit. 15* (前 268~265 年) の *quaestor* 職の倍増、② Tac. ann. XI, 22, 5 の倍増を 4→8 と解することに基づくが、実は倍増は前227年以降であることを論証し、彼の言う 2 つの *quaestores* とは Lydus の伝える前 267 年 *quaestores classici* の創設に当って設置されたことを、数の問題の矛盾、特に Lydus が “δύοι καὶ δέκα” と記している点にメスをいれつつ、明らかにする (509ff.)。この年に q. は 4→6, 数字としては総計 10=δέκα を挙げたもの、しかしそこに “duoviri navales” の問題を絞ませ、それが κλασσικοί …… δύοι として前につく、そして “δύοι καὶ δέκα” になったとするのであり、巧妙な議論を展開する (もっとも殖えた δύοι が文章の前につき “δύοι καὶ δέκα” になつたとみなすことも可能)。

Mattingly は、前 267 年に Brundisium と Sallentini が撃破されたこと、増大する Apulia-Samnium 地方の *ager publicus* の組織化がピュロス戦争後であること、更に Q という刻印のあるウイクトリアトゥス貨 (デナリウス貨及び銅貨)、つまり前 200 年頃のものがあることから、それは、*provincia callium* に結びつく *quaestor* の存在を示すものと考えている (510, 1)。この貨幣の問題には Gabba-Pasquinucci. op. cit. 141, 126 は疑問を呈する。原稿淨書の段階までに Mattingly, H. B.: The Victoriate. Numism. Chron. 17. 1957. 114 を検討できなかった。

(121) Mattingly. Coll. Latomus. 509, 1 の示すように、*Ostia* の *procurator* については CIL. XIV. 163. *calles* については CIL. IX. 2438 (168 年 Saepinum 碑文) があるからである。cf. Chandler. Historia. 1978. 333.

27 を史料の記載通りに理解すれば、quaestor の provincia callum は、西暦 24 年にすでに存在していたこと、しかもその quaestor は機能的に quaestores classici の一人であったということが明らかであるが、この牧場と艦隊という点をどう整合的に解するかということになる。

この点に関しては、両機能が矛盾なく結びつくこと、そして quaestor の provincia callum の設置は実は quaestores classici の設置に他ならないこと、従って結論を言えば、quaestor の provincia はすくなくとも Augustus の創始ではなく、共和政中期まで遡ること（ただし、Augustus の再建とみることは大いに可能）、しかもそれは道としての calles 及び牧場としての calles を抑える存在としての quaestor であった、と解したい。

その際、provincia としての calles とは、“家畜の道及び牧場”にとどまらない広い管轄地域をもつ provincia とみなされるべき可能性も濃いのではないか。牧場地帯を広くその中にかかえた Apulia (更に Calabria, Lucania, Bruttium), あるいは南イタリアとすべきかもしれない (とりわけ Tac. ann. に關しては)。しかも Brundisium を問題とする限り, Cales より calles に関連する。

なお Tacitus に記された艦隊や海との関連という一見結びつきそうにない provincia callum の内包の問題、つまり calles が家畜の道・牧草地であるならば、海とか艦隊は決してその中にとはいらないのであるが、provincia としての牧場と艦隊（海）というのは、実は徵税との係り合いからも理解できるのではあるまい。それは、ローマ人の感覚及び觀念では，“portorium = 関税と scriptura = 家畜登録・放牧税”とは相並ぶものと考えられて、併記されてたり、あるいは publicani や一つの societas publicanorum が両者と一緒に取扱った例もいくつか指摘されることから一それは当該 publicani, societas publicanorum の活躍舞台の広さを示すにすぎないという面があるが— calles つまり家畜の道プラス牧草地（そしてそれが拡大して南イタリア）を provincia とする quaestor が、海をも、いや港湾 (portorium にかかる) をも管轄地域としたのは、必ずしもおかしくないと思われる。因に portorium には通行税も含まれるわけであり（本稿注 57, 58）、portorium つまり 関税（海や海岸にかかるある税）はまた “道” とりわけ公けの道 (calles publicae) に原理的にはかかわりのあるものであった。それ

(122) Balsdon のように、すばり “イタリア” と言い切ること (JRS. 29. 1939. 182) には疑惑が残るが、  
callis—calles とは抽象的なそれではなく、その点、今までの行論にもとづき、Apulia, 南イタリアと考  
えるのも、的はずれではあるまい。

(123) Cic. Verr. II, 2, 171. (シキリアのシラクサの例). portum autem et scripturam eadem societas  
habebat. Cic. Att. XI, 10, 1 (アシア。なお V, 15, 3 はキリキアの事例). De Laet. op. cit. 66ff.  
74f. 84. Badian, E.: *Publicans and Sinners*. Oxford. 1972. 75f. 106f. 153, 114. もっともこれを  
scriptura decumae portorium (Cic. Flacc. 19. cf. De Laet. 79f.) のような異種の税の単なる併  
記と同じ性格のものとみるかは問題である (Pseud. Asc. Div. 33 も。但し、portorii aut pecuarii  
と)。また後者 (東方の事例) は、一つの巨大な societas の手にアシア・ビテュニアの s. と p. とが  
掌握されてゆく事例とみることもできる (Badian)。なお s. と p. と両者相並ぶものという意識は、  
それらの古さ、形式 (professio など。De Laet. op. cit. 438f.) などをふまえたものである。

が、すでに述べたように *lex agraria* の規定で免除され、通行の自由が認められたことを知っている。

実は、*scriptura* に直接関係するのは *quaestor* ではなく、*publicani*, *societas publicanorum* であるが (*pecuarius = scripturarius* 説には、まだ与みすることができない。当小稿付論参照), *portorium* (通行税をも含む) と *scriptura* を絡ませて考えるローマ人の意識には、*quaestor* の管轄領域としての“牧場”と“港湾=艦隊”という一見関連なさそうなものをも結びつけるようなものがあったとみることを許してくれよう。

ただ、集税人 (*publicani*) と *quaestor* との連携あるいは敵対関係も当然考えられるが、それは問題が別である。

では、その *quaestor* による *calles* の *provincia* は、共和政期といっても、何時まで遡るか。

実は、*Lydus* が、前267年にイタリアに12個の（もしくは4個の）*quaestores classici* が創設された、<sup>(124)</sup> と記しているが、それは、明らかにピュロスの同盟者に対する戦争のための“資金の会計及び資金を集める人”として *κλασσικοί* なる名称の12名（この数字には問題がある）の *quaestor* が任命されたことを意味し、彼らは艦隊指揮というより元来は財政上の見地から設けられたことが分る（したがって、*portorium* と *scriptura* を関連づける捉え方も無縁ではあるまい）。実は *quaestor* の数の変遷の問題が残るが、このように *calles* といい、また艦隊といつても、意識及び機能双方の点で決して峻別されるようなものではなかったのである。

以上のように考えてくると、前267年の *quaestores classici* 創設のとき、その枠の中で *calles* の *provincia* が設けられたとみるのも決して不自然ではないことになる。

そして、この *Lydus* の記事を、*Tacitus. ann. XI, 22, 5* と結びつけて考えるとどうなるか。*Tacitus* は、*quaestor* の定員が二倍になり（この場合、明記はないが、4名から8名）、イタリア全土に納税義務が課せられ、*quaestor* の管轄する *provincia* の間接税がはいってくるようになった、<sup>(125)</sup> と記している。この *provincia* をいわゆる海外属州と解する論者があるが、そうとするならば、前267年でなく第一ポエニ戦争以降である。一つの整合的な解釈として、12個の *Lydus*

(124) *Lydus. de magist.* I, 27. τῷ δὲ τρίτῳ καὶ <τεσσαρακοστῷ καὶ> διακοσιοστῷ τῶν ὑπάτων ἐνιαυτῷ ἐπὶ τῆς ὑπατείας ‘Ρηγούλου καὶ Ἰουνίου κρινάντων ‘Ρωμαίων πολεμεῖν τοῖς συμμαχήσασι Πύρρῳ τῷ.’<sup>126)</sup> Ηπειρώτῃ κατεσκευάσθη στόλος καὶ προ(σ)εβλήθησαν οἱ καλούμενοι κλασσικοί οἰονεὶ ναυάρχαι, τῷ ἀριθμῷ δυοικατέκα κυαίστορες, οἷον ταῦλαι καὶ συναγωγεῖς χρημάτων.

数字の問題は *Mattingly. Coll. Lat.* 102. 510f. *Chandler. Historia.* 1978. 328, 7. cf. *Wesener. quaestor. RE. XXIV.* 818f. 1963.

(125) 直接には戦争準備のためである (*Mommse. StR.* II<sup>3</sup>. 570, 5. *Siber, H.: Römisches Verfassungsrecht. Schauenburg / Lahn.* 1952. 200. *Wesener. RE. XXIV.* 819.) とともに、やはり財政的見地からのものであったことは疑いをいれない (*De Martino, F.: Storia della Costituzione Romana. II, 1. Napoli.* 1954. 207. *Wesener. RE.* 819)。それは、コンスルのイタリア統治の補佐役としての *quaestor* という本来の、またはそれ以降の性格を考えるからでもある (*Mommse. StR.* II<sup>3</sup>. 571. *Siber. op. cit.* 200)。

の *quaestores classici* の中の 4 個がピュロス戦争後消え（12個の設置自体がピュロス戦争に対処するためのものであったから），残り 8 個，それが Tacitus の倍増の数字 8 となり，しかも第一ポエニ戦争後のこととして記されているとみるべきである，という捉え方もある。<sup>(126)</sup>

数字の矛盾は，どのように解することも可能である (Niebuhr, Mommsen, Mattingly, Chandler) が，前 267 年に，すくなくとも 4 個（以上）の *quaestor* の *provincia* が設けられたこと，一つは Ostia を中心に，今一つは Gallia cisalpina を管轄領域とし，第三のものが *calles* を主管轄地とするものであったとみたい。第四のものが，実ははっきりしない。Mommsen は，はっきりしないとしつつも，Lilybaeum を中心とするものというが，そうするとイタリア云々とはどう関連するか，筆者には明確な解答は出せないが，否定的である。<sup>(127)</sup> ただ上記の三個はたしかで，その中に *calles* もはいっていたとするにとどめたい。<sup>(128)</sup>

そして，*calles* の *provincia* ということに限定すれば，ときあたかもローマのイタリア半島の平定・支配のほぼ成就した時期に当るわけであり，*quaestor* の *provincia callium* の設定は，*calles* をはっきりローマの支配下に収めるという重要な意味をもつものであったとするのはゆきすぎであろうか。

以上のような理由でもって，Lipsius-Mommsen 説を探らず，さりとて Mattingly の新説に与しなくとも，つまり史料の読み替えをしなくとも，*quaestor* の *provincia* としての *calles* は，港湾をも管轄地域として含めたものとして共和政中期まで遡りうるとみなしたい。

そのことは，実は，古くから発展してきた移牧，その道としての *calles* を支配下に収めるためのローマの中央権力側の要請に他ならず，しかもそれは一方では *lex agraria* に集約されてゆく自由化政策と表裏一体をなすもの，いや自由への傾斜の可能性をも内に潜めたものであった

(126) Tac. XI, 22, 5. mox duplicatus numerus, stipendiaria iam Italia et accendentibus provinciarum vectigalibus.

「やがて定員が二倍となったのは，イタリア全土が納稅義務を課せられ，〔財務官〕管轄地の間接税が新たに入った時からである」(国原吉之助氏訳 岩波文庫版) Wuilleumier (Budé éd) p. 24 は，前 267 年に 4 人の *quaestores classici* の創設されたことを説く。Koestermann. op. cit. Bd III. Buch. 11-13. 1967. 72f.

(127) 実は *stipendiaria* というのは，いわゆる属州民に妥当するのであり，それは前 241 年のシキリアのいわゆる属州成立までは考えられない。その点，上記(注 126)の Tacitus の叙述には時代的に矛盾がある。Chandler. *Historia*. 1978. 328, 6.

(128) Chandler. *Historia*. 1978. 328, 7. 本小稿，注 120. 注 124. Wesener. RE. XXIV. 818 (267 年に q. が 4 → 8, そのときに q. c. 設定)。

(129) Mommsen. *StR*. II<sup>3</sup>. 572, 3. Chandler. *Historia*. 1978. 334. cf. De Martino. op. cit. 207f.

(130) Wiseman. op. cit. 156 のように，イタリアの地の *quaestor* 職は三個のみであると断ずるのは問題である。筆者としては，前 267 年の *quaestores classici* に結びつくもののうち明らかなものが三個であるとみなすにすぎず，それ以外にもあり得たとみなければならないからである。たとえば，Cic. Vat. 12 にみえる *provincia aquaria* (本稿注 101) を Wiseman のように *quaestor Ostiensis* の管轄下にいれる必要はあるまい。Wiseman. op. cit. 156. Mommsen. *StR*, II<sup>3</sup>. 573, 3. Badian, E.: *The Quaestorship of Tiberius Nero*. *Mnemosyne*. 27. 1974. 162, 11. Chandler. 335. また Formiae の *quaestor* がみられるが (Cic. Att. II, 9, 1), Mommsen のように，これを Cales の *quaestor* 職の傍証とするのは問題であろう (Mommsen. 571, 2 Chandler. 334)。

といえよう。

以上は、一つの流れとして捉えた場合、無理のないところと思われるが、なお史料に基づく二つの問題が残っている。第一は、社会不安、現実の騒擾に直接対応するものとして *provincia* が設けられたのではないかと考えると、先に挙げた事例・史料、つまり牧人奴隸の蜂起、あるいは農民と牧人の争いに関する史料が、主として前一世紀、せいぜい前二世紀のものであった点に問題がある。したがって果して、前三世紀に、しかも第一ポエニ戦争以前に、そのようなものが設けられる条件は存在したのであろうかという素朴な疑問が生まれる。また、*provincia callium* が共和政中期に創設されたとみると、Cic. *Cluent.* その他の諸史料の時代、共和政末期には、すでに *provincia callium* は存在していたことになり、そのような機構をふまえた上で「農民と牧人の争い」であり、山賊問題であったことになる。この点に関しては、第二の問題点と関連させて、一応の見通しを述べねばなるまい。それは、*quaestor* 一般ではなく、イタリアの *quaestor* の権限のことである。端的には、彼らの司法権の有無であるが、Mommsen は夙になしとみて<sup>(131)</sup>いる。しかし筆者としては、不明と言わざるをえない。ただ一般に、その権限というか、イタリアの *quaestor* の機能は多様であったことが Ostia のそれから分るし、またときには特殊限定されたものでもありえたことが *provincia aquaria* から明らかである（本小稿注 101, 130）。特に本来的には財政上の狙いを籠めたものであったことは設置の趣旨から確かであり（①船及び船員を同盟市の人から調達し（軍事的）、②ローマに供給されるべき *Abgabe* を取扱うもので、Ostia のそれは、それが拡大したものとみることができる。注131参照），何れの場合も、その基本線は貫かれており、さらに、史料的にも事実としても時代は下るが、Tacitus から明らかのように軍指揮権とも結びつく。それが何時まで遡るかはともかく、治安維持の役割も付与されていたのである。このようにみてくると、司法権の有無に関しては不明であるが、財政と軍事＝治安面の統轄機能が、やはり *provincia callium* に対する *quaestor* の掌中にもあったとみなければなるまい。この点を第一の問題点に関連させると、やはりローマのイタリア半島支配、とりわけ南イタリアの牧草地帯への勢力伸長とともに *provincia callium* も設定されたとみることは、自然ではなかろうか。それは、植民市 Vibo Valentia の設置を前239年とみる捉え方（本小稿、注 92）とも通ずるからである。そういった上で共和政末期の各地での紛争だったのである。Caesar の *provincia* としての *calles* も新設ではなく、在来のポストであったところに、*optimates* としても提供する気になりえたのではなかろうか。そしてまた、Augustus 時代のそれ（Dio. 55, 4, 4.）は、再建であったとみるべきであろう。

(131) Mommsen. *StR.* II<sup>3</sup>. 572. Wesener. *Quaestor.* RE. XXIV. 801 ff. 特に *quaestores classici* の機能は 819. cf. Lange, L.: *Römische Altertümer*. Berlin. I<sup>3</sup>. 1876. 891ff. Siber. op. cit. 200.

(132) Mommsen. *StR.* II<sup>3</sup>. 572. Chandler. *Historia*. 1978. 328ff. cf. Wiseman. op. cit. 156f. Wesener. RE. 819.

ところが、帝政期、*Claudius* 帝のときの可能性が濃いが、その権限は *procurator* の手に移った。その後の展開については不明であるが、やはり *calles* を舞台とする農民と牧人の争いが絶えず存続したことはたしかであり、したがって、中央権力の浸透力は弱まるが、それでも中央及び地方の諸権力（とくに地方のそれ）のそういう点への対応も求められたと思われる。しかしこの点の解明は、別の課題となる。<sup>(133)</sup>

### むすびにかえて

*calles* に焦点をしづって、この小論で明らかにしたことは次の諸点である。

第一に、*calles* を軸とする移牧の展開は、イタリア半島では古くからみられたこと、つまり国家的統一、秩序の確立以前にすでにみられたものであること（この点の解明は、小論の主題ではなく、別稿にゆずってある）が、*calles* を検討する際の大前提となることを示した（本稿一）。その上で、*calles* に関しては、まず第一に家畜の道と牧場の両義のあることを示し（二の IA）、次に *calles* 及び移牧に対して国家がどのように関与してくるか、その点に関して、二、三の指摘を行なった。

1) *calles* では、共和政末期には通行税は徴収されなかったとはいえ、*scriptura*（家畜登録税・放牧税）の申告は行われ、それを基礎に将来の支払いのためのコントロール、若くは税の徴収も道としての *calles* において行われえた、と推定した（二の II）。（*publicani* の介入と国家財政上の管理化～Corbier. JRS. 1983. 126ff. は *Saepinum* 碑文をそういった視野でとらえる）

2) *calles* をめぐる ①牧人と農民の争いを指摘し、②治安の維持には、国家権力も積極的に介入したであろうと推定した（二の III）。

次いで、国家権力側の規制、あるいは統御の対象としての *calles* に関しては、夙に共和政中期に *quaestor* の *provincia* が設けられたことを明らかにし、それはすくなくとも *Claudius* 帝の *procurator* によってとて代られるまで存続しつづけた、とみた（三）。

このように、*calles* を軸に、国家権力側の移牧あるいは牧人に対する対応の形を示したのであるが、牧人側に目を転ずるとどうなるかということは、この小論では検討しなかった。両者相俟って、一つの「ローマの牧人の世界」像を描くことができるのではなかろうか。

もっとも牧人といった場合、家畜所有者の經營の中の存在としての牧人（A）と、そういった枠から離れたものとしての牧人（B、この場合、山賊といいきってはならない）がみられる。広く *montanus* (-ni) と呼ばれる存在が後者に含まれる、あるいはその主要部分をなすのではないかと推定されるが、それについては、系譜や機能について、稿を更めて論じたいと思う。

史料が限られているため、最初から最後まで推論に終始したが、次の課題として、車馬や妻子

(133) Grenier. Transhumance. 312f. Gabba-Pasquinucci. op. cit. 157ff.

を引具して移動放牧の生活をしつづける牧人（家畜所有者というよりも、それとは異なる存在としての牧人＝牧夫。上記の（A）に当るもの）のその生活の実態及び彼らの意識の問題の検討がある。それはまた雇用・生産関係から信仰の問題にと拡がる。以上は、またローマ世界における自由の問題とも大いに関連してくるが、Toynbee のようにそう簡単に割切ってはなるまい。<sup>(134)</sup> とくに、農民的なローマ法の世界にあっては、牧人、なかんづく移牧民の生活は、自由云々という点に限っても、家族法上あるいは商取引などの点でどのように規定されるか、そう単純でない問題が残る。<sup>(135)</sup> しかも、牧人に二つの型があるばかりでなく、経営の中に組み込まれたそれについてもなお問題があるからである。鍵の一つは宗教及び習俗にあるが、それは次の課題となる。

## 付 論

主題との関連で触れておかなければならない問題の一つに、Livius その他の伝える *pecuarius* の所罰についての記事がある。それは、前 296 年から前 194 年に亘る、*aedilis* による *pecuarius* の罰金刑を伝えるものである。<sup>(136)</sup>

この *pecuarius* が、家畜所有者（文字通りの意味）または牧人（広い意味）を意味したのか、あるいは集税人であったのかは、古来の難問であり、筆者もかつて用語法としては「牧人（これは家畜所有者を中核とした概念のつもりであったが、少しあいまいさが残った。“牧人または家畜所有者”とすべきであった）と *scriptura* の徵収者の二通りあるが、*multa*（罰金）と関連する限りでは、牧人とみなすべきである」という結論を示したことがある。しかし、その後 Botteri<sup>(137)</sup> によって、筆者の上記の捉え方に有利とはいえない主張が、詳細な形で展開されている。<sup>(138)</sup>

したがって、Botteri 説を俎上にあげて、この問題を主題と関連する限りで整理しておきたい。実は、こと *scriptura* に関しては、一般的な記述においては、それはあらゆる税の中で最古のものとされている。<sup>(139)</sup> しかし、実際問題として、その始源については諸説林立の有様であるが、Botteri<sup>(140)</sup> も、サムニウム戦争から前 193 年の間に確立されたことを主張している。筆者も、すでに 20 年以上前に Clerici と Burdese 説の対立をふまえつつ、別の一論文において、「サムニウム戦争後、第一次ポエニ戦争の結果……奴隸労働との結びつきを考えあわせると、かかる制度が

(134) Toynbee. op. cit. II. 294f.

(135) Tibiletti. considerazioni. 38 (本稿注 50). 牧夫及び牧人頭が奴隸であることと、彼らの妻の問題、生産物（チーズ、羊毛）の売却に当り彼らが移牧地において法的にどういう立場にたつことができるか、という問題もある。

(136) Liv. X, 23, 13 (296 年). X, 47, 4 (293 年). XXXIII, 42, 10 (196 年). XXXV, 10, 11f (193 年). cf. Ovid. Fast. V, 283ff. Fest. 276 L (241 年).

(137) 抽稿「土地法における家畜の問題」『古典古代の社会と思想』1969. 253f. [土地法と略す]

(138) Botteri, P.: «Pecuarius» et «scripturarius». REL. 55. 1977. 313ff. cf. Salmon. op. cit. 70, 4.

(139) Plin. n. h. XVIII, 3, 11. Burdese. op. cit. 39. Botteri. op. cit. 320.

(140) Botteri. REL. 1977. 319f. 当論文の sommaire (313).

充分に発展するのは、サムニウム戦争後、前三世紀と考えられる」とした。<sup>(141)</sup> この見解は現在も変える必要はないと思う。その結論の部分は、Botteri とも一致する。しかし、そこに至るまでが全く違うし、肝心なところで一致しないのである。

それは、Botteri 説の、筆者の旧説と異なる最大の点、つまり *pecuarius* に関する見解の差にもとづく。実は、Botteri はまず、この *pecuarius* は、①大家畜所有者であること、そしてその大部分は騎士であることを、Psd-Asc. Div. 及び大家畜所有者を論理的に捉えることによつて示し、同時に、②彼らの中のある者が *publicani* = *scriptura* 徴収者であった、とみなしている。勿論、旧稿において、筆者も、*scriptura* の徵収者としての *pecuarius* の事例の存在することを指摘した。その上で、当該個所の *pecuarius* を牧人（厳密には、牧人ではなく、むしろ家畜所有者とすべきであろう。たしか家畜所有者をも含めた概念として牧人という表現を使用したが）としたのである。筆者は、「前 367 年のリキニウス・セクスティウス法の中に家畜放牧（制度）規定あり」とする立場をとり、その上で、罰則の底に土地法に対する違反があった、と考えたのである（本小稿注137参照）。ところが、Botteri は、明言はしていないが、Tibiletti の見解を受け継ぎ、<sup>(142)</sup> 土地法そのものをそのように古く遡らせるることはせず、しかも *pecuarius* の *multa* を直接 *scriptura* に関連させて捉えるのであり、土地法（放牧家畜数の制限）違反に關係させて考えているのではない。そういう限りで、*pecuarius* を *scripturarius* (= *publicanus*) とみなすのである。したがって、Botteri にあっては *Livius* の記事をほぼ正しいとした上で、それを *scriptura* と結びつけ、サムニウム戦争以降、制度的にも *scriptura* が発展する、というのである。一方、筆者は、この *pecuarius* を前 367 年の土地法に關係ある対象とみたが、*scriptura* とは直接関連しないとした上で、別の角度、つまり規定数内でも、*scriptura* は登録税として各公有地毎に収めさせられた点を重視し、ローマの地理的拡大から上記の結論に達したのであった。

このように筆者は、制限立法と表裏一体をなすものとして、制限数以内の家畜の公有地放牧に

(141) 抽稿「ローマの財政機構」『古代史講座』第五巻 1962. 76. 充分に、という傍点を付した通り、*scriptura* そのものは、もっと遡るとみた（「土地法」参照）。De Martino, F.: *Riforme del IV secolo a.C.* *BIDR.* 78. 1975. 29ff. [= *Diritto e società nell'antica Roma*, Roma. 1979. 183ff.] は、前 4 世紀に導入されたとする説に反対する。その基本的立場は、制限法を *ager publicus* の *possessio* に関するものであるとみて、*ager scripturarius* には関係ないとする立場であり、Tibiletti 説をとるからである。

(142) Psd-Asc. Div. § 33 (Stangl, T.: *Ciceronis Orationum Scholiastae*. Wien. 1912 [= Hildesheim. 1964]. 196.) により、税に様々な種類のあることを示し、Cicero 代には *ordo equester* と同義であることを指摘する。しかし、史料の特殊性を忘れてはなるまい。すべての *pecuarius* が *ordo equester* から成るとは限らないからである。Botteri. *REL.* 1977. 313f.

(143) *pecuarius* と *scripturarius* が同義であり、また *publicanus scripturarius* (Lucil. 671f. (Marx) = 650f. (Warmington)) というのをふまえて。Botteri. *REL.* 1977. 322f.

(144) Tibiletti, G.: *Il possesso dell'«ager publicus» e le norme «de modo agrorum» sino ai Gracchi*. *Athenaeum*. 26. 1948. 173ff. 特に 232ff. 土地法の年代に疑問を呈し、しかも土地法との関連に問題がある、とする。

関しても税の存在 (*scriptura* 家畜登録税の性格をもつ) したことを考えたわけである。その点では、「制度として充分に発展する」その前段階のこととして、*scriptura* としての税自体は遡りうるものであることを認めたのであった。この点が、Botteri とは異なっている。

ところで Botteri 説に関しては、様々な点で問題が残るが、ここでは主題にかかわる点にしづらって考えてみたい。Botteri によれば、*pecarius* = *scripturarius* であり、*multa* とは税支払に関する違反なのである。そうすると、筆者が旧稿で示したように、①罰金に關係する存在とは *scripturarius* であるかどうか、という疑問が相変らず残り、②ただ税を支払わないで放牧したこと（それも集税人としての違反か、放牧者としての違反か、二通りある）が問題であるならば、当然家畜頭数は問題とならない（前367年のリキニウス・セクスティウス法の存在を認めないことからくる当然の帰結）わけである。

しかし、やはり *multa* の底には、税（家畜登録税）の問題があるのでなく、大家畜所有者、つまりときには制限頭数違反にまで至る者の存在があったとみなければならない。罰金によって催し物・神殿奉獻・道路構築などの費用を賄い得たとするならば、決して徵収されたのは低い額であったはずではなく、人数はともかくとして——人数が少なければかえって個々人の *multa* の額は大きくなる——夫々の家畜所有者の収めた *multa* の額は、かなりなものになったと推定される。<sup>(147)</sup> そこで、前3世紀はじめに *multa* がみられたとすれば、家畜頭数の規定（リキニウス・セクスティウス法）を認め、頭数に関する違反、その底に大家畜所有者の出現があったとみなければならない。

Botteri 説と同じように、*multa* を *scriptura* 支払いにかかわる違反とする論者もあるが、整合的な解釈の一つとして、土地法を認めた上で、規定数を越えて牧草地に“未登録の家畜”を放

(145) 拙稿「土地法」253f. 265f. 特に 266, 41, 42.

(146) たとえば、Botteri の言うように家畜所有者=徵税諸負人になることがありえたとしても、一人が一身にそれを兼ねるというのではなく、せいぜい同一社会層であることを示すのではないか、という点がある。

(147) 前296年の事例は *ludi*（催し物）とケレス神殿の黄金の鉢の奉納 (*Liv. X*, 23, 13), 前293年は催し物と Mars 神殿から Bovillae までの道の舗装 (*Via Appia?* *Liv. X*, 47, 4), 前196年には三人が罰されて、その罰金で Faunus 神殿が建てられ、催し物が行われている (*Liv. XXXIII*, 42, 10)。前193年の事例は、ユピテル神殿の屋根の鍍金された楣, *Porta Trigemina* の外側のポーチ、さらに *Porta Fontinalis* のポーチ (*Liv. XXXV*, 10, 11f.), その他にも前241年のブリキウス坂 (*Fest. 276L* *Ovid. Fasti* V, 283ff.) などがある。ただ、以上の諸例を規模として大きいものとみるか、あるいは逆に小さいとみるべきか、問題は残る。Brunt. op. cit. 371, 2. 前196年の事例のように、三人の家畜所有者の *multa* で、神殿が建立されたとすれば、やはりその額は多大であったとみなければならないのではなかろうか。Briscoe, J.: *A Commentary on Livy Books XXXI-XXXIII*. Oxford. 1973. 330. もとも、これとて、神殿の小さかったことを示すものとみる論者もないわけではないが。

(148) Gabba-Pasquinucci. op. cit. 49, 84 (Gabba 執筆の章)。なお 93 (Pasquinucci 執筆の章) では当該史料を “ager publicus” に関する違法とは記すものの、その中身については言及しない。だが 114 では公有地利用の場合、*publicani* を通じて *scriptura* を支払うが、それに違反した場合、*multa* (罰金) になるという。しかし、そこに挙げる史料 (*Varr. II*, 1, 16. III, 1, 8) は必ずしも *multa* を示してはいない。

牧したケースに multa が課せられるとする Skydsgaard 説に注目したい。実は、ここでまた scriptura とは何かという問題に立戻るが、筆者は、まだ旧稿から抜け出して新しい見通しを呈示するには至っていない。

ただ問題となるのは次の点であろう。それは、上に考えたような多数の家畜を一体どのような形で放牧したのか、ということである。やはり移牧の形をとらざるをえなかつたのではあるまい。それ以外の方法による大家畜放牧は考えられないからである。しかも、すでに述べたように“家畜の道”(calles)を利用しての移牧という放牧形式は夙に存在していたのである。

1983年10月10日

### 後記

(1) 本小稿とほぼ同時に「移動放牧と牧人」(仮題)という論文を脱稿した。それは、この小論を補うものであり、第一に移牧の始原についての捉え方を整理し、“牧人と経営”という視角から移牧を捉えたものである。この小稿で「別稿」というのは、この論文を指す。

(2) 本小稿で触れることのできなかつた montani (山の人)については現在、その系譜及び性格について検討しつつある。近い機会に筆者なりの見通しを示したいと思う。

(3) Hammerstein, J.: *Die Herde im römischen Recht*. Göttingen. 1975. 及び Giardina, A.: *Allevamento ed economia della Selva in Italia meridionale: Trasformazioni e Contituità. Società romana e produzione schiavistica. Vol. I. L'Italia: Insediamenti e forme economiche*. Roma-Bari. 1981. 87ff. は入手がおくれ、この小稿には間に合わなかつた。未だ印刷に付していない別稿で生かしたい。

なお Corbier, M.: *Fiscus and Patrimonium: the Saepinum Inscription and Transhumance in the Abruzzi. JRS. 73. 1983. 126ff.* は、校正段階で入手した。

---

(149) Skydsgaard. *Transhumance*. 18ff. なお、Stockton, D.: *The Gracchi*. Oxford. 1979. 47 のように前196年、前193年の multa の底に、pecuarious = cattleman ~ scriptura あり、とする論者もある。White. *Latifundia*. 75f. も、明らかに pecuarii を graziers とし、定められた以上の数の家畜を ager publicus に放牧させたための所罰とする。ただ、その時期を共和政末期、前2世紀、移牧による放牧の発展がみられる頃 (Tibiletti. *sviluppo*. 266 を引用する) とする。Toynbee. op. cit. II. 291.

